

リカードの貨幣制度改革プラン ——地金支払と国立銀行の設立——(2)

竹 永 進

I はじめに

II 『地金の高価』第四版「付録」末尾での貨幣制度改革プランの最初の提起

1. 1810年代初頭の通貨流通（鑄貨と紙幣）、ガルトンの「表」への評注
2. 銀行券減価をめぐるせめぎ合い
（「二重価格」と銀行券の法貨化——キングとスタナップ——）
3. 『高価』第四版「付録」末尾でのプランの最初の提起とその結果

[以上本誌第106号]

III 兌換再開案の否決から『安定的で経済的な通貨についての諸提案』執筆まで

1. スタナップ法成立後のリカードの行動。紙券減価の阻止とその段階的解消
2. イングランド銀行批判と代替機関設立の構想
3. グレンフェルからの依頼とリカードの草稿執筆
4. マルサスの異論とリカードの応答——貨幣の標準である金の価値変化——

IV 『諸提案』におけるリカードの貨幣制度改革プラン

1. パンフレットの構成と「通貨の法則の一般的原理」
2. 地金支払いプラン、『高価』第四版「付録」との関係、『原理』第二版への統合
3. イングランド銀行の利益独占、その廃止と貨幣発行権の国家への移転

[以下つづく]

V 戦争終結と兌換再開の接近（『原理』とリカードのプラン、議会証言）

1. 『原理』初版と第二版における「もっとも完全な状態」にある通貨
2. 兌換再開準備のための秘密委員会での証言と地金支払いプラン

VI 兌換再開の決定（ピール法案の採決）とその後の経過

1. 「偏見と誤謬に対する科学と真理の凱旋」
2. 通貨状態の変化と農業苦境、リカードの「責任」の追求
3. リカードの弁明と分析（『農業保護論』第五節と1822年6月の議会演説）

VII 草稿「プラン、その他」における国立銀行設立構想と地金支払いのその後

1. イングランド銀行の「特許状の更新」
2. 「国立銀行設立プラン」と「経済的で安定的な通貨」

VIII おわりに

引用参考文献

Ⅲ 兌換再開案の否決から『安定的で経済的な通貨についての諸提案』執筆まで

1. スタナップ法成立後のリカードの行動。紙券減価の阻止とその段階的解消

リカードは、スタナップ法が議会を通過して3日後の1811年7月27日にパーシヴァルに「直訴状」を出して通貨の減価のこれ以上の進展を食い止める方策を提言したが、この行動は不調に終わった（前述）。しかしそれでもなお彼は諦めることなく、スタナップ法の議会通過からその有効期限とされた翌年3月15日までの中間時点にあたる同年12月11日に、ティアニーに宛てて手紙を送り再度同様の提案をこころみた。この二つの手紙の趣旨は同じであるが後者の方がリカードの提案がやや詳しく述べられている。それだけでなく、ここには『高価』第四版の「付録」でのプランとはやや異なる点や新たな施策が含まれているので、これらについて簡単に紹介し検討を加えてみたい。

リカードの提案の趣旨は、「地金報告」がすでに否決されていることを前提とした上で、その結論をそのまま実施するのではなく「付録」と同様に「もっと穏やかな方法」でしかも最初は期間を限定して試行する、と言うものである。この政治指導者に宛てた手紙では、地金支払い案の内容について「付録」ほど細かく示されていないところはあるが、その反面最終的な実施にいたるまでの手順が細かく述べられている。

BoEは一定の下限額以上であれば銀行券に対して一定の価格で地金での支払いをする義務を負う、という点はおなじみであるが、しかしここでは最低限度額も地金の「売り出し」価格も新たに設定されている。これは、現時点でできればすぐにでも実施に移したい施策を政治家に提言するという、この手紙の趣旨に沿うものである。

「50オンス、100オンスないし200オンスをくだらない金の購入者には誰でも」(VI/67-8)、銀行券と交換に地金を販売する、とされている。3つの数字を挙げているのは単なる例示であって、この程度の最低限度額を設ける必要があるというに過ぎない。この数字を当時の地金価格4ポンド強をもって金額に換算するとおよそ200ポンドから800ポンドとなり、これからどの数字を選ぶにしても「付録」で規定されていた最低限度額20ポンドを10倍以上上回ることになる。このように敷居を上げればそれに応じて地金支払いの請求が難しくしたがってBoEの地金販売の総額が減少すると考えられる。これは、金兌換（ないし地金支払い）のために大量の金準備が必要であるとする反地金派からの反対

論ないし懸念に対するリカードの側からの一定の譲歩と解釈することができる。また、このような高額の取引が可能でありまた必要なのは一定以上の規模の商人などに限られ、彼らの金の需要は輸出（輸入代金の支払い）を目的としたものであって、国内の小規模流通とは直接の関係はない。「付録」との相違点としてこれに劣らず重要なのは、最低限度額の表示がポンドという通貨の額面単位から地金の重量単位に変更されていることである。もし BoE が最低金額以上の任意の金額の銀行券に対して地金支払いを実施するとすれば、規定の地金価格に応じて窓口で地金をさまざまな重量に切り分けるという、事実上不可能な手続きが必要になるであろう。こうした実務上の困難を避けるためには、BoE は地金支払いのためにあらかじめ用意しておいたきりの良い重量の（場合によっては数種類の）インゴットを規定の価格（こちらには端数がでてでも大きな不都合はない）で「販売する」という方法を取らざるをえない（この点では鑄造された金貨の一定数をもって兌換を行うのと表面上変わりはない——ただし 20 オンスだとおよそ 600g・30cm³、60 オンスだとおよそ 1.8kg・90cm³の延べ棒となり金貨のようにあつかえない——）であろう⁽¹⁾。

「地金報告」では正貨兌換を任意の金額の銀行券に対して法定鑄造価格の 3 ポンド 17 シリング 10½ ペンスで 2 年後から再開するとされ、「付録」でも地金価格が鑄造価格にまで下がった時点で 20 ポンド以上の銀行券に対して同じレートで地金支払いを開始するとされていた。これに対してティアニー宛の手紙では、上記のような支払い額の下限を設けた上で「現行の市場価格にほぼ近い一定の価格」(VI/68) でできるだけ早く（できればすぐにでも）地金支払いを開始するとされている。兌換再開の法案が可決されてこれ以上通貨の減価が進まないことが確実になれば、2 年間という時間をかけて地金価格が鑄造価格ま

(1) 実際、地金支払いの最低限度が通貨の単位で示されているのは「付録」で最初にプランが呈示されたときだけであった。その後、本文に見たティアニー宛の手紙以降も何度か最低限度額が示される機会があったが、リカードが議会入りした直後の 1819 年 3 月の上下両院での証言時 (V/366-7) を除いて、すべて地金の重量による表示となっている（『諸提案』では 20 オンス (IV/66)、1819 年に成立したピール法では 60 オンス (V/366-7)、「1821 年 2 月の議会演説」では 60 オンス (V/75)、そして 23 年の最後の草稿「プラン、その他」では 100 ポンド (IV/288)）。ただし、最後の草稿における 100 ポンドは、それ以前とは反対に、BoE が買い取る地金の最低限度量である。ここではそれまでのような地金の引き渡しについての最低限度は設定されておらず 1 ポンドの紙幣でも 1 ポンドの鑄貨に兌換しようとされている。最低限度額の設定におけるこのような大きな転換がどうして起きたのか、またその意味はどこにあったのかについては、本稿の第 VII 節第 2 項で論じることとする。

で低下するのを待ってから地金支払いを再開することが可能であろうが、しかし、この法案が否決され、その上に減価した銀行券を鑄貨と同等にあつかうことつまり事実上前者を法貨としてあつかうことを義務づける法律が制定された現在では、通貨がとどまることなく減価していく恐れがあり（事実減価を続けていた）、すぐにでもこれを食い止めなければならない、とりカードは考えた。そのためには、上のような「公衆に対してイングランド銀行券の減価がこれ以上進まないという保証」(ibid.)を与えることが必要であった。

しかし、この方法は通貨の減価を今以上には進めないためには有効であっても、通貨の価値を鑄造価格にまで引き上げるものではない。したがってこれは暫定策であって、より根本的な方策を考え決定するための時間稼ぎでしかない。「それはまた議会に対してなんら特別の議事手続きをふむ拘束を与えないで、将来採られるべき方策をゆっくり考える時間の余裕を与えましょう。」(ibid.)したがってここで終わりではなく、次のステップも用意されていた。それは、上の方策を半年継続して地金価格の上昇が止まったことが確認されれば、次は半年継続したその価格よりも1オンスあたりの価格を6-9ペンス低く設定してこれを1か月続け、その後は毎月同じ割合で地金の販売価格（銀行券の所有者から見その購買価格）を段階的に下げて行き、最終的に鑄造価格と一致させる、というものである(VI/69)。

1か月ごとの下げ幅は、それが急激すぎて人々に不安を与えないように、また、緩慢すぎて目的地までの時間がかかりすぎないように、という双方向の制約からリカードが目の子算で出した値であるが、目標の達成まで3-4年かかると彼は計算している。こうして最終的に銀行券と本位金属が等価になれば、つまり金貨でも紙幣でも同じだけの商品を買えるようになれば、地金であれ鑄貨であれ BoE の窓口で金を手に入れようとする行動は、制度的には可能であっても実質上はなくなるであろう。こういう状況の下で 1811 年と同じように紙券の専一流通が減価の心配なしに可能となる。これがリカードの目指すところであった。「もし公衆が同行銀行券を金の鑄造価値〔価格〕で地金と交換する力をもつことによって、減価に対して保証されていれば、私はわが国の場合のような全部が紙券から成り立っている流通を、他のなにものにもまして選びたいものです、持続的な手段としてもそうです、というのは、それはいっそう経済的で、他の明らかな諸長所をそなえているからです。」(ibid.)

以上の方策の目的は、BoE からの地金支払いをつうじて銀行券の発行残高を段階的に引き下げ、これにともなってその減価を徐々に解消することにあるが、しかし、「もし同行が問題の誤った視点から、流通をあまりにも急速に減少させるならば」(VI/70)、通貨価値の安定性を維持するためには反対に銀行券の発行残高を増やさなければならないであろう。この場合、BoE は銀行券とひきかえに地金を買い入れることになるであろう。先に紹介したように『高価』第四版の「付録」のプランでは、BoE によるこうした双方向での地金取引が必要とされていた。そして、ティアニーに宛てた手紙の中でもリカードは別の用箋にこの点を書き入れていたが、実際にはこれを出さなかった。その理由について彼はこの用箋の冒頭に次のように書き記している：「考えてみるとプランのこの部分についてはいくつかの異論があるように見え、そしてこの点への考慮は、私のもっていた意図に沿う以上の長い議論に導くおそれがあった。」(ibid.)「プランのこの部分」とは、銀行券の収縮が行きすぎた場合には BoE はそのときの金の売却価格よりもやや（具体的には2ペンスほど）低い価格で金を買い取る義務を負うようにすればよい、というもの。こうすれば、市場での地金の価格がこの買い取り価格以下に低下するのを防ぐことができ、通貨の価値を銀行による金の販売価格と購入価格とのごく狭い幅のなかに閉じ込めることができる。だが、さしあたっては通貨量の過少とその価値の高騰ということは考える必要はなく、また、このような発行量を増加させる方向の調整案を出すことは無用な混乱を招くだけであって、早急に必要な通貨の収縮の実施を遅らせる可能性があると考えたため、リカードはこの部分をティアニーには示さなかった。

この手紙に対してはティアニー本人より翌日付けで提案に対する感謝とこれを検討する旨の簡単な返書が出されている(VI/71)。しかしはっきりした回答は結局なかったようである。こうして、この二度目の政治家への働きかけにおいてもリカードの目的は達成されなかった。そしてこれ以後しばらくのあいだ彼の通貨問題についての議論や行動は休止状態となり、それが本格的に再開されるのは3年半以上が経過した1815年の夏(ワーテルローの戦いでナポレオン軍が壊滅した直後)のことであった。

それはともかく、鑄造価格を上回っている現行の高い市場価格から地金支払いをはじめて段階的に引き下げていくというプランをティアニー宛の手紙で初めて示して以降、リカードは著作物でも手紙でもこれについて述べたことはなかったが、1819年の春に議会

で兌換再開に向けた動きがふたたび活発になるとこのプランを再度持ち出すことになり(同年3月4日の下院での証言(V/382)、同26日の上院での証言(V/439-40))、このプランは同年議会を通過したピール法において採用された(V/7-8)。

2. イングランド銀行批判と代替機関設立の構想

リカードは地金論争に登場した当初から一貫してBoEを批判しこれと対立してきた。しかし、これまで見てきた彼の貨幣制度改革プランは、あくまでも発券銀行としてのBoEを前提として、この機関の業務に対して法律によってどのような規制ないし強制を加えるか、ということの内容とするものであった。ティアニーに宛てて上記の書簡を出してから3年後の1814年末に、リカードは、当時フランス政府からイギリスの経済状態についての調査の任務を帯びてイギリスに滞在していたJ.B. セーから、彼がこの調査の報告書の一環として作成した通貨プランについて意見を求められた(この報告書は刊行されずリカードが示されたと思われる通貨プランが実際にどのようなものであったかは不明)。彼は同年12月24日付けのセーに宛てた書簡においてこのプランについての感想を述べているが、彼はそこで通貨の発行を国家機関が担うことにむしろ否定的な意見を表明している。「目を通すようにとお送りくださったフランス通貨にかんするプランは、私がBoEについて推奨したものと、次の点をのぞいては、非常に本質的な違いはありません。その点というのは、ご提案では、政府を発行者とする、そして紙券をもって金属貨幣に置き換える利益は政府が取得する、となっていることです。」(VI/165)「私がBoEについて推奨したもの」とは、スラッファも注記するようにリカードが1811年に『高価』第四版「付録」において呈示したプランを指すと思われる。だとすればイギリスの経済状態(これをめぐるイギリス国内でのさまざまな論争も含まれていたであろう)の調査をした結果としてのセーのプランは、リカードのプランをベースとしてこれに(「政府を発行者とする」という)一点だけ本質的な修正を加えたものだったのであろう。そしてリカードはこの修正に対して異論を唱えているのである(しかし、この時点では異論の対象となっている一点は後にリカード自身が主張することになる)。

リカードがセーのプランにおける変更点に賛成しない理由は、『原理』第27章でも述べられているように(I/356)、このような独占的な発行権をもった機関はかならずと言って

よいほどその権利を濫用するので、通貨量が過剰になりがちである、ということである。「私の唯一の疑惑は、政府があらゆる誘惑に抗して、それ自身の規則を厳守するかどうかにあります。正義からいうと、紙券をより高価な通貨に置き換えることから生まれる利益は公衆が取得すべきですが、それはこれまで、銀行家や商人たちの会社に与えられてきました。というのは、彼らは当局の統制のもとに置かれることがより多く、そのようなおそるべき機関をもちいて公衆を害しでもすると、かならず、処罰をまぬかれないからです。」(VI/166) 現在はイングランド銀行が事実上独占的な通貨発行を行っているが、それは政府の監視の下においてである。ところが同じ発行独占の権利といっても政府がこれを掌握するとその上に立つ機関がなく、監督も処罰も受けないので濫用の危険が大きくなる。これをどうチェックするかという課題がセーの案には残っている。通貨発行にともなう利益は公衆に帰するのが当然であるが、それが現在までのところ BoE に独り占めされてきた。たしかにこれは正義に反することであるが、しかし BoE は政府の厳しい管理と統制のもとに置かれているのであり、それゆえに容認せざるをえない。リカードのこの手紙にはイングランド銀行から通貨発行権を取り上げるというアイデアはまだなく、彼はもっぱらいかにしてこの機関の行動を制御するかを考えているように思われる。なお、ここで彼は通貨の過剰の危険について語っているが、何をもって過剰とするのか、また、貴金属鑄貨から紙券への移行を当然のこととしているようであるがその発行はどのような基準ないし規則に従うべきなのかについて、何も言っていない。これは、セーが彼に示したプランにはリカードと同様の考えがすでに盛り込まれていたからであろう。

BoE が政府の監督下にあつて（銀行券の過剰発行を含む）その利益獲得行動に一定のたががはめられているかぎり、また政府も BoE の上位の存在として公衆の利益を守るべく BoE と独立に行動しているかぎり、リカードはセーのプランに対する自分の反対論について確信をもちえたであろう。しかし上記の手紙から半年あまり後の翌 1815 年の夏に、下院議員のパスコー・グレンフェルの依頼で BoE の収益獲得とその分配を批判する（翌年『諸提案』として刊行されることになる）パンフレットを執筆することとなり、彼からそのための大量のデータ資料の提供を受けてこれらを閲覧するにおよんで、上記のような BoE および BoE と政府の関係についての見方が大きく転換し、セーが前年末に彼に示したプランで述べていたように「政府を発行者とする、そして紙券をもって金属貨幣に置き

換える利益は政府が取得する」、のが正しいと考えるようになった。リカードがパンフレットの執筆を始めてまもない同年9月10日付けのマルサス宛の手紙のなかには、彼の考え方の大きな変化が次のように示されている。

「私は BoE は公正にいえば公衆に帰すべき利潤によって富みつつある不要な機関だと考えています。私は紙幣の発行は国家だけに属する特権だと考えざるをえません。——私はそれを一種の貨幣高権 (seignorage) とみなしており、もし通貨にかんする諸原理が正しく理解されるならば、政府のいっさいの監督指揮から独立している、唯一の紙幣発行者であるべき委員会 (Commissioners) が任命されることになるだろうと確信しています。——これによって 200 万ないし 300 万ポンドの利潤が公衆の手に確保され [. . .] ます。委員会は政府預金の平均額である 1100 万ポンドを国庫証券に投資できましようが、その一部は必要なきにはいつでも売り出してよいものです。これは (すくなくともその全般は) もちろん 1833 年の BoE の特許状 (Bank Charter) の満了までは実施できますまいが、まだ行動の原理となっていないにせよ認識することはできる重要な諸原理に対して相応の考慮をはらうことはけっして早すぎることはありません。おりおり議会で提出された文書に目を通して見て、BoE の利潤が莫大であったことを明らかに立証できるのではないかと考えています、——同行はほとんどその資本に匹敵する退蔵金をもっているに違いないと思います。特許状によれば同銀行は株主に対して年々の利潤の配当をし、また諸勘定の報告を提出しなければならないことになっていますが、——同行はいっさいの法規を無視しているようにみえます。私はいつも BoE に対する攻撃を喜んで見っていますが、もし十分な勇気がありましたら、私もその仲間入りをするでしょう。」 (VI/268-9)

ここには、リカードが8年後の1823年に執筆した草稿（「プラン、その他」。翌年実弟の手によって刊行されたさいに『国立銀行設立プラン』という表題が付された）で述べた重要点のいくつかがすでに現れている。貨幣を発行する権利は国家だけに属するもので、途方もない不当な利潤を取得している BoE が不要（したがってこれを解体すべき）であることがここで始めて主張されている。また発行主体は政府からも独立して公益を唯一の行動指針とする委員会とすべきとしている点も、その名称も含めて後の草稿と同じである。説明は十分とは言えないが、この委員会は政府証券の買い取りと売却をつうじて貨幣発行量を増減させる「公開市場操作」も行えるとされている。だが他面では、23年の草

稿でのプランの出発点であった BoE の業務の（発券と銀行とへの）二分割というアイデアは示されていない。

ここでのリカードの BoE に対する非難・攻撃は、同行が莫大な利潤をあげてそれをみずからのもとにため込んでいること、そして「法規を無視」してこの利潤をおおやけに報告していないことに集中し、彼が以前よりもっとも重要視していた不換銀行券の過剰発行とそれによる通貨の減価という問題にはおよんでいない。これは、彼が「おりおり議会上に提出された文書に目をとおして」(VI/268) あらためて認識したことがらに、この時の彼の注意が集中していたためであろう。その結果として BoE を解体すべきだという、しばらく前までは彼がおそらく考えてもいなかった抜本的な方針が示されたのではないだろうか。グレンフェルからのパンフレット執筆の依頼と彼からの大量の資料の提供、そして、「BoE の問題について大変熱心な」(VI/267) グレンフェルとの度重なる会話における意気投合が、BoE に取って代わる国立の発券機関を着想させるきっかけになったと思われる。

ただし、BoE に代わる国立銀行の設立と言っても、1833 年まで有効期限のある現在の特許状 (Bank Charter) があるかぎりその実現性はないことを、リカードは同時に認めている。ここで彼が述べていることは、発券機関のあるべきすがたについて今から原理的に考えておくということに過ぎない。彼は翌月に同じマルサスに出した手紙において「BoE にかんする私の見解は未来像にすぎません (entirely prospective)」(同年 10 月 17 日付け。VI/304) と言っている。このように BoE の存廃についてさしあたってはどうすることもできないかった。この点について、「BoE の政府業務は過度な報酬を受けている——その救済策の提案」と題された『諸提案』第六節の中でつぎのように述べられている。「BoE の特許状は 1800 年に更新され、1812 年の満了以後さらに 21 年間有効となった、したがって、今やそれは 1833 年まで継続するのである。」(IV/88) このような特許状の延長は、政府に対するきわめて有利な条件での数次にわたる貸上を見返りとする両者のあいだの「取引 (bargain)」(IV/83) の結果であった。BoE に代替する発券機関の設立が当面現実性のないものであることは、この後リカードが同じ主題について論じるたびに触れられている(『諸提案』の本文の末尾 (IV/114)。1823 年の「プラン、その他」(IV/285))。このように、地金支払いのプランと国立銀行設立のプランは、ともにリカードの貨幣制度改革のためのプランであるとしても、その実現のための条件や時間的展望は大きく異なっているのであ

り、両者は代替的な関係にあるわけでもなく両立性が問われるような関係にあるわけでもない。リカードは前者から後者へ移行したのではなく、さしあたって BoE を前提とする前者の実現につとめ、しかるべき時機の到来を待って後者の実現を目指すとともに前者をそこに吸収合体させようと考えていたのではないだろうか。ただし、リカードは 1815 年後も変化していく状況のなかで思考を重ねて行き、いずれのプランについても修正や追加を加えて行く。以下、その内容と意味についても考察を続けて行くことにしたい。

3. グレンフェルからの依頼とリカードの草稿執筆

1815 年 6 月 27 日付けのマルサス宛の手紙で、同月 18 日のワーテルローの戦いにおけるフランス軍の壊滅について、リカードは次のように喜びを語っている。「2、3 日タンブリッジ・ウェルズのほうへ行っていましたが、今日ロンドンに帰りウェリントン公爵とその勇敢な軍隊がボナパルトに対して大勝利を得た結果フランスに起こりつつある大事件の話を聞いて驚喜しました。ボナパルトの廃位とともに平和への他の障害も除かれて、われわれが費やした血と財の代償としてやがて長期の静穏状態を得るように祈っています、——この長期の静穏は同時にまた長期の繁栄となることを疑いません。」(VI/232) この書簡に続いて同年 7 月末までに彼が交わした書簡 3 通のすべてにおいてこの話題が取り上げられている(『全集』第 VI 巻に収録されているのはこれだけ。7 月 16 日付けのマルサスからリカードへ(VI/235)、7 月 23 日ごろのトラワからリカードへ(VI/238)、7 月 30 日付けのリカードからマルサスへ(VI/239))。おそらくこれらの書簡の当事者だけでなく、イギリスでは多くの人々が「戦勝ムード」にひたっていたのかもしれない。

これらの書簡に続いて、下院議員であったパスコー・グレンフェルが直後の 8 月 1 日付けの書簡で、イングランド銀行の利潤とそのあつかいについて「短いパンフレット」(VI/242)を執筆してくれるようにリカードに依頼してきた。この書簡に続いてグレンフェルが同月 25 日に再度リカードに宛てた手紙は、明らかに後者が前者の依頼を受諾してパンフレットの執筆に取りかかろうとしていることを示しているが、この間にリカードの方からグレンフェルに宛てた返書は『全集』には収録されていない。8 月 1 日から同年 10 月 17 日までのあいだに、グレンフェルはこのパンフレットの件で合計 13 通の書簡をリカードに送っているが、『全集』にはリカードからの手紙は一通も収録されていない。し

かしグレンフェルの手紙の文面にはリカードからの返書を受け取ったという記述があり、リカードは確かに返信を送っていたと思われる。おそらくこれらはグレンフェルの元に保管されていなかったのであろう。しかしリカードが同年9月10日付けのマルサス宛の手紙（前出）で、「私はよくグレンフェル氏に会いました」（VI/267）と言っているように、彼らは手紙によるだけでなく頻繁に会って直接意見交換をしていたのであろう。それはともかく、かねてからイングランド銀行に不満を抱いていたリカードはこのようなグレンフェルからの申し込みをすぐに受諾したものと思われる。また、戦争の終結が見えてきたこのような時であったからこそ、リカードはこれを好機ととらえて、4年以上も前に『高価』第四版の「付録」のなかで簡略に述べた彼の地金支払いプランをさらに展開させようとしたのであろう。このプランは短期間のうちに二回も印刷に付されたにもかかわらず、実質的な反響もなくその後忘れ去られたままになっていた。リカードはここで起死回生を企てたのであろう。

グレンフェルは8月1日付けの手紙で彼に次のように依頼した：「願わくば近付いている秋口までに——というよりも——9月か10月に開かれる次回のBoE株主総会までに——私が最近議会の注意を喚起しました問題にかんする短いパンフレットを書いていただきたいものです。」（VI/242）彼が執筆を依頼したのは翌月ないし翌々月に予定されているイングランド銀行の株主総会⁽²⁾に向けて株主の権利を擁護するためのパンフレットである。同行は政府との取引——貸上と国債の引き受け——によって莫大な利益を得ているにもかかわらず、これを株主に十分に還元していないことに対する批判がもともとその内容とならざるはずであった。したがって、イングランド銀行の経営に対する批判という点では軌を一にするとはいえ、依頼のもともとの意図の中には通貨制度自体の改革というさらに大きなものも含まれていなかった。リカードはパンフレットの執筆についてグレンフェルと頻繁に意見と情報の交換をしていたにもかかわらず、その最初の大きなテーマとして地金支

(2) 実際には9月21日に開催された。自身も株主であったグレンフェルは株主総会に出席して、理事たちにBoEの経営の実態について問いただし配当を引き上げを要求する動議を提出したが否決された。彼はこのことを同日付けのリカード宛の手紙で報告している（VI/278）。次の株主総会は同年12月21日に開催され、今度は同じく株主であったリカードが出席してやはりBoEの経営状態を批判する演説を行ったが、理事会や多くの出席株主からは相手にされなかったようである（同月25日付けのトラワ宛の手紙、VI/343）。

払いプランとその理論的基礎付けを論題に含めることそしてこのプラン自体の内容については、草稿を書き上げてしまうまで依頼者には何も語らなかった（後述）。リカードが執筆を受諾したあと、グレンフェルは彼に宛てた複数の手紙で、パンフレット執筆のための議会文書などの資料（いずれも彼の依頼の内容に沿うもので、リカードは『諸提案』の中でこれらに含まれるデータや事実を多く引用している。特に最後の部分において。）を送ることを伝えている（8月25日、27日、29日付け、および9月27日付けの書簡）。

ところで、リカードは、この年の2月の末に穀物法に反対するために刊行したパンフレット『穀物の低価格が資本の利潤におよぼす影響についての試論』（in Ricardo (1951c), IV/9-41）を改訂・増補して体系的な著作（『原理』）とするための作業をJ.ミルから強く迫られていたが、なかなかその決意がつきかねていた。グレンフェルから依頼されたパンフレットを書き始めていたと思われる8月30日に、ようやく重い腰を上げて作業に取りかかろうとしていることを、ミルに次のように伝えている：「しかし実験は試みられましよう、——私はできるかぎり多くの時間を費やして、私の愛好の主題について考え、また書きましよう、——私は成功するかどうか賭けてみましよう、がなにはともあれこの仕事は、他のものは生み出さないとしてもそれ自身が勉強と慰みになるでしょう。」（VI/263）ミルはこの知らせを受けてからしばらく立ってもリカードから何も連絡がないので、おそろしくじれを切らせて同年10月10日付けで手紙を書いている。この手紙ではミルは『原理』の準備については特に何も言及していないが、暗に「その後どうになっているのか報告するように」という含みがあったのではないだろうか。リカードもそのように受け取ったのであろう、ようやく前回の手紙から約2か月ぶりの同24日付けて返書を出して、「私どもの動静〔ギヤトコムでの一家の生活〕をくわしくお知らせ」して「私は研究や執筆の方面ではほとんど何もしていない」（VI/312）ことの言い訳とし、それまでミルにはまったく知らせていなかったと思われる『諸提案』の原稿執筆が終わったことを報告している。これに対してミルは同年11月9日付けの手紙で『原理』の執筆のために「学校教師」（VI/321）として振る舞いリカードを叱咤激励している（また同年12月22日付けの同趣旨の手紙も参照。VI/338-40）。

そして『諸提案』の原稿を印刷用に仕上げる作業の最終段階にあったと思われる同年12月30日にリカードがミルに宛てた手紙には、彼が『原理』の執筆途上で遭遇した理論

的な困難を告げる周知の文言が含まれている:「私は価格という言葉でさっそく行きづまってしまうだろうということを知っています。」(VI/348)だがここで彼の言う困難とは、もう少し後の時期に彼の理論的懸案の中心を占めることとなる『原理』第一章後半部分で論じられる問題とともに、彼がこの年の8月末以来の『諸提案』執筆の過程で直面していた貨幣論上の難しい問題にも同時に関連するもののように思われる(cf.VI/348-9)。このような形でリカードの思考が表面化するのには、二つの原稿をきびすを接するようにして書いたこの時期に特有のものではないだろうか。ここでは両者がいわば一体のものとして論じられているように見える。話題が経済学の基礎理論の体系の執筆の方に移っても、これが時事的問題と深くかかわる貨幣・価格の理論と別物だとは、リカードは考えていなかったのではないか。

さて、リカードはパンフレットの草稿をいったん書き上げるとさっそくそれを依頼者であるグレンフェルに閲読を得るべく送付したと思われる。それはおそらく何らかの説明の手紙を付して送られたのであろうが、『全集』にはそのような文書は含まれていない。ともかくグレンフェルはリカードに手紙を書き送った9月27日のすぐ翌日の28日に再度手紙を書いて、草稿の落手と卒読の印象をつぎのように報告している:「昨日あなた宛の手紙を発送したあとで、スプリング・ガーデン[グレンフェルのロンドン市内の居宅。リカードの住んでいたアッパー・ブルークストリートからは1-2キロの距離。]からの駅馬車で草稿が届きました——夕方60ページほどむさぼり読み、多大の満足を覚えました——すぐ読み終えるでしょう——タップロウ[ロンドンから西に数十キロに位置するグレンフェルの本宅の所在地]を發って帰る前に再読します——帰る日は日曜日になりましょう——とりあえず、私に判断できるかぎり、読み終えたところはみごとなもの(excellent)だと申し上げるのを抑えることができません——イングランド銀行券を鑄貨とではなく地金と交換可能なものにするというあなたの発想は、私にはまったく未知なもの(quite new to me)で、いま私の見るところではすばらしいもの(admirable)です。」(VI/285-6)全体として絶賛しているが、注目すべきなのは最後の一文である。鑄貨ではなく地金での銀行券の支払い、グレンフェルはこのアイデアを quite new と言っている。つまり、八月以来の彼らの手紙のやりとりや会話のなかでは、地金支払いプランの柱となる考えについてリカードはまったく話題にしていなかったことになる。グレンフェルは多少

の当惑をあらわしながらもとりあえず admirable と賞賛・是認している。彼が注目したのはもちろん彼の依頼の趣旨にそった主題が論じられている草稿の後半部分だったのである。いずれにしても、グレンフェルは『高価』第四版の「付録」を読んでいなかったか読んでもそこで示されていたリカードのプランに注目することなく忘れていた、ということになる。この点ではミルの反応も同様であった。ただしマルサスは「付録」のプランに対する論評を含む記事をエディンバラ・レビューの 1811 年 8 月号に書いていたので記憶していたかもしれない。このように、リカードがおよそ 4 年半前に呈示したプランは彼の思考のなかでは生き続けていても世間ではほとんど完全に忘却されていたのであり、彼はプランの新しいバージョンを発表するというよりはこれをまったく新たな「提案」として呈示しなければならなかったのである。

『諸提案』の前半（第 I 節から第 IV 節まで）はリカードの貨幣論の基本点を簡潔に説明した上で地金支払いプランを 4 年前よりもいっそうくわしく展開したものであるが、BoE の利益追求活動にどのように歯止めをかけるかというグレンフェルからの依頼の趣旨に沿った内容は後半部分（第 V 節から第 VII 節まで）に回されている。そしてリカードが後から独自に付け加えた主題がタイトルにおいても主要テーマであるかのように記されている。リカードは草稿をいったん書き上げると、グレンフェルにつづいてマルサスにもこのことを報告して（同年 10 月 7 日付けの手紙）つぎのように述べている：「私は昨今いつもの脈絡のない狭苦しい文体で、BoE の利潤や、紙券そして紙券だけからなる通貨の利益などにかんする私の意見を書いています。あまりに意に満たないものなので公表する気にはなれません。全体はパンフレットにするには分量が少なすぎます。」(VI/294-5) グレンフェルの「絶賛」にもかかわらず、リカード本人はこのように草稿の出来にきわめて不満足であった。この直後にマルサスに草稿を送り意見を求めたが、彼は文体と配列の点で若干の難点があるものの、多少の改善を加えて出版をすべきだという意見であった（同年 10 月 15 日付けのリカード宛の手紙。VI/298）。

そしてミルには『諸提案』の草稿について同年 10 月 24 日付けの手紙（前出）で最後に知らせている。こういう順番になったのは、「最終的な決定にいたる前にそれに対するあなたの率直なご意見を聞きたい」(VI/313) とリカードが考えたことと、8 月以来『原理』の原稿執筆を約束しておきながらそれを放置したままミルには相談することなく別の仕事

にかまけていたため、ミルにはなかなか言いだしにくかったという心理的経緯が介在したためであろう。それはともかく、この後11月中にはミルの手許に原稿が届いたようである。しかし、11月中に両者のあいだで交わされた何通かの書簡が失われているようであり、出版の可否やそのための措置についてミルがどのようなことを述べたのか直接に知ることはできない。しかしリカードが年末まで出版のための最終仕上げを行ったことからすれば、ミルもマルサスと同様に出版を勧めたものと思われる。ミルはその後12月22日付けの手紙（前出）で、『原理』の原稿執筆についてリカードに「練習問題を課す」(VI/339)などさまざまな教師風の指示を与えるついでに、『諸提案』の原稿についても感想を述べている。この感想は原稿の仕上がり具合や形式的な手直しにかんするものではなく（これはすでに12月9日以前に済んでいた。同日付けのリカードのミル宛ての手紙を参照。）、原稿全体の内容についてのミルの評価を述べたものである。前半と後半にわけてそれぞれの論点を要約した上で的確な評価を下しているように思われる。とりわけ前半部分については、「すぐれてもっとも重要だというだけでなくまた同時にあなたがもっとも強調しておられる点でもあるように思われました」(VI/337)と、リカードの執筆意図を正しく汲んだ指摘を行っている。

以上のような経過をたどって、リカードは1816年初頭からマリとの出版交渉に入り、同年2月6日出版された。議会が開かれた2月1日には間に合わなかったが、グレンフェルの動議が下院にかけられる一週間前のことであった。予想外に売れ2月末には第二版が刊行された。初版と実質的な相違はなかった（スラッフアの解題を参照。IV/47）。第三版はその約3年後の1819年3月になって刊行された(IV/48)。

4. マルサスの異論とリカードの応答——貨幣の標準である金の価値変化——

リカードは9月下旬に『諸提案』の草稿をいったん書き上げると、まずこれを執筆依頼者のグレンフェルに見せて彼からの感想を聞いたのち、次には10月初旬にマルサスに草稿を送って感想を求めた。これに対してマルサスは同月15日付けの手紙で返答をして文体や構成上の問題を指摘した上で出版を勧めた（前述）が、同時に地金支払いプランを含むこの草稿の最初の部分について一点だけ次のように異論を述べている。

「内容にかんしてはほぼ完全に賛成ですが、ただ、あなたの提案しておられるような通

貨がこうむらざるをえない変動を、あなたがすべて考慮されているとは思えません。なかでも、あなたのプランでは地金の供給が少ないものになりそうですが、突然の地金への需要がその少ない供給にはたらいてくる結果発生しそうな大変動が考慮されていません。ヴァンシタート氏〔反地金主義者で当時の大蔵大臣〕が突然 400 万〔ポンド相当量の金〕を正貨でスペインに送ろうとする場合には、これは彼が実際ある年〔1813 年から 14 年にかけてと思われる〕にやったことなのですが、この場合にはあなたの制度では非常に大きな苦境をもたらす通貨の減少が生じるだろうと考えざるをえません。覚えておられるかどうか分かりませんが、われわれは半島戦争〔ナポレオン戦争の一局面。1807 年－14 年。〕中のある時期にこの国での金の価値がアムステルダムやハンブルクでのそれよりも 10% から 15% 高かったということ、計算によって見いだしたことがあります。また私は、銀行に莫大なたくわえがあるのでないかぎり、(突然の需要からの) 貴金属価値の変動はどんな場合でも、紙券通貨がもっとも広く流通している諸国において最大となるであろうことは疑いないと思います。過去 10 年間にフランスにおいて貴金属が経験した(諸商品との関係における) 変動が、この国におけるものより小さかったことは疑いありません。〕
(VI/298-9)

マルサスはここで最初に、リカードはプランにおいて通貨がこうむりうるすべての変動を考慮に入れていないと指摘している。リカードが唯一考えているのは、通貨が地金に対して市場で有する購買力(地金の市場価格の逆数としてあらわされる)という意味での「貨幣の価値」が不換制度下でこうむりやすくなる変動、とりわけその低下(つまり「減価」)である。マルサスもリカードと同じ地金派の一員としてこの点についてよく理解しており異存があるはずはない。この意味での「貨幣の価値」が変動すると、地金の市場価格と商品一般の価格とは同じ方向に同じだけ変動する、つまり地金と商品一般との相対価格は同じままであり、これら両者に対する通貨の関係だけが変化する。しかし、これに加えて「貨幣の価値」は別の意味でも変動をこうむりうることをマルサスは主張する。それは、貨幣の標準(standard of money、リカード自身はこの表現を例外的にしか使用していない)である金の、商品としての価値の変動(上の引用文の最後に述べられている、「過去 10 年間に〔・・・〕貴金属が経験した(諸商品との関係における) 変動」)である。この場合、その価値が変動する貨幣とは商品の一種としての地金そのものであるため、その変動は、

通貨で表される地金の価格および地金と商品一般との相対価格の双方の同一の変動となつてあらわれる。したがってこの場合、通貨の膨張ないし収縮がないかぎり商品一般の価格は変化せず、通貨と商品一般の関係は同じままである。

マルサスがリカードはこの後者の意味での「貨幣の価値」の変動を考えていないと主張するとき、彼が特に念頭に置いているのはその上昇である。この意味での「貨幣の価値」が上昇すると、上に見たように、通貨であらわした商品一般の価格は同じであるのに地金の価格だけが上昇する。これはリカードを含む地金派の理論からすれば、通貨量は変化していないにもかかわらず通貨が過剰になっている状態と解釈され、発行機関は通貨量を縮小させて地金価格を鑄造価格と一致するまで引き下げることが求められる。こうして通貨の減価が解消されたとき、「貨幣の価値」に変化が生じる以前と比べると商品価格の全体的な低下が見られるであろう。これをマルサスは「非常に大きな苦境をもたらす通貨の減少 (most distressing diminution of currency)」と呼ぶ。これに対して、リカードがもっぱら眼中に置いている通貨の減価が生じたときに変化するのは、地金と一般商品の双方の価格の同程度の上昇である。また彼によれば、同じように通貨量の縮小によって減価が解消されると、すべての関係が変化の発生する前と同じ状態に復帰するはずであり、マルサスの懸念するような事態が生じることはない（たしかに商品の価格は低下するが、それはいったん上がったものが上がる前の水準まで低下するにすぎない）。マルサスが強調するのは、貨幣量の縮小が全般的な価格低落をもたらす場合をリカードが考えていない、ということである。

リカードのプランにはこのような懸念すべき事態が生じる可能性が含まれているとマルサスが言うのは、そこでは流通から金属通貨を排除するとともに発券銀行における金属準備も極小化すること、すなわち貨幣流通に関係する貴金属を国内から排出することが求められているからである。紙券通貨が流通しうるのは一国内だけであつて、商取引の必要によるものであろうとなかろうと、相殺されることのない一方的な対外的な支払いには貴金属が不可欠となり、こういう支払いの必要が発生した場合、しかもその額が大きい場合には、金の需給逼迫により金の価値（正確には「市場価格」というべきであろう）が急騰して、上記のような急激な一般価格の下落が発生する可能性がある。このようなリスクを回避するためには、国内に十分な量の金準備（「莫大なたくわえ (extraordinary stores)」）を確保

しておいて、国際的な貨幣需要が突発してもこれを放出して金の価値の急騰を回避し、貨幣システムの不安定化を防げるようにしておかなければならない。しかしリカードのプランはこのようリスクに対して無防備である。

マルサスのこうした批判は、リカードのプランというまだ思考の中（ないし紙の上）にしか存在しない観念的なものに対して向けられたものであるが、しかし彼は上の引用文の後半では直近の過去にイギリスが実際に経験した実例を引いて自分の批判の妥当性を立証しようとしている。こういう論法が可能なのは、リカードのプランとはまったく無関係に、当時のイギリスでは金貨の流通は事実上ゼロに等しくまた BoE の金準備も約 200 万ポンド (Feavearyear (1963), p. 228, 邦訳 243 ページ) と BoE が兌換停止に踏み切った 1797 年 2 月を除くと銀行制限期をつうじて最低水準にあった（したがって、マルサスが急激な金需要の例としてあげているその直前のスペインへの送金額 400 万ポンドにも満たなかった）からであり、こうした現実の状況にリカードのプランの想定と共通する面があったからである（もちろん、不換銀行券の減価という代償を払って）。ただし実際には、この時代に BoE が通貨の発行残高を縮小して地金価格を引き下げようとしたことはなく、マルサスの言うように金の価値が「アムステルダムやハンブルクでのそれよりも」10% から 15% も高かった⁽³⁾とすれば、金そのものの価値の上昇による地金価格の単独の上昇が、通貨の増発による地金価格と商品価格一般との並行的上昇に上乘せされていたことになるであろう（この時期の関連諸変数は、現在の一般研究者が容易に利用できる資料によれば次のように与えられる：i)1813 年と 14 年の対外送金額はその前後の年の 2 倍を超える 2000 万ポンド強 (Viner (1937, p.144, 邦訳 144 ページ)、ii)14 年 2 月から 15 年 8 月までに銀行券の発行高は約 10% 増加 (Cannan (1919), p. Xliv)、iii)14 年から 15 年にかけて一般物価水準は約 15% 下落 (ibid., p. XIiii)、iv) 金価格は 13 年にその前後の最高値の 5 ポンド 10 シリングに達したが 12 年から 15 年をつうじて 5 ポンド 7-8 シリングという鑄造価格より

(3) リカードは『高価』第四版の「付録」で、アムステルダムとハンブルクの「預金銀行」を、通貨価値を安定させるシステムの代表例として紹介していた。しかし彼は同時にこれらの銀行が実質上 100% 準備という膨大な無駄を抱えており、これを解消する必要を説いていた。今度はマルサスが同じ例を引いて、この「膨大な無駄」が反対に需給関係の急激な変動から起こりうる貴金属価値の変動を防ぐ働きをすると主張している。

40% 程度高い値を維持している (Feavearyear (1963), p.210、邦訳 225 ページ)。これがマルサスの言うように大量の金の外国送金による金価値の高騰を意味しているのかどうかを判断するには、さらに細かい数値データが必要であろう)。

リカードは、市場での地金に対する購買力という意味での通貨の価値を一定に保つことがまた同時に各種の経済的関係の安定性の保持になる、と考えた。こうして通貨システムの不安定性は金の生産条件の変化の範囲内に抑えられるが、地金派は一般にこの変化は通常はきわめて緩慢であって理論的には無視しようと見なしていた。マルサスのここでの批判でも、金の生産条件の変化による金価値の変化のケースは問題にされていない。彼が問題としているのは戦争(とその帰趨)を典型とする国際関係の短期間の大きな変化である。この点から見ると、リカードのプランはこのような対外関係の変化を捨象して国内関係に主眼を置いて構想されていると言えるであろう。

さて、リカードはこのような異論を含むマルサスの『諸提案』の草稿についてのコメントの手紙に対して、2日後の10月17日付けで返信を送っている。そこでのリカードの応答はマルサスの批判に対する無理解と論点のすり替えからなっているように思われる。おそらくこのために、マルサスは満足することなくその後も機会あるたびに同じ批判ないし質問をリカードにぶつけており、リカードのやや不可解な対応が原因で両者の「論争」はその後数か月間とぎれとぎれに続けられ、およそ4年も経ってからリカードがマルサスの主張を(まったく異なるコンテキストにおいて)あっさり認めるという形で「決着」した⁽⁴⁾。

このようなことになった第一の原因は、上記の手紙におけるリカードの最初の応答の仕方にある。リカードはマルサスの2日前の手紙に対して次のように回答した。

「金属貨幣を流通から取り除くという私のプランに完全に同意して下さらないだろうとは私も予期していましたが、それに反対なさる根拠は反駁できると思いますし、そうなればあなたも反対論を撤回してくださいませるでしょう。あなたが心配されるのは、金属流通がな

(4) この論争は(口頭での議論を除けば)すべて手紙のやりとりによって行われている。これまで紹介した2通から後の関連する書簡をここに一括して挙げておこう。Malthus → Ricardo, 1815.10.30. R → M, 12.24. R → Trower, 12.25. M → R, 1816.2.9. R → M, 2.23. R → M, 1819.9.21. 最初から数えると合計8通になる。この中に1通だけ当事者ではないトラワ宛の手紙があるが、この手紙については以下本文で説明する。

ければわれわれは緊急時に巨額の地金を国家の不可欠の用途に供給できないだろう、という点です。だが事実はあなたが言われることとは反対です。というのは金属が流通からまったく一掃されていたときにわれわれは巨額の地金を供給したことがあるからです。これは半島戦争の全期間 [1807年-1814年] をつうじてそうでした。たしかに私の提唱している制度のもとでもし BoE が公衆の需要に応ずるための地金保有量を減らすということがありうるなら、反対論は十分な根拠をもつでしょうが、ただ一つの相違点は、一方の場合には同行の貯蔵金がぜんぶ鑄造された金および銀からなり、——他方の場合には未鑄造の金属からなる、ということだけでしょう、——がどちらの制度でも、BoE が要求ありしだい同行銀行券に対して支払いをするならば、金や銀がより高価となれば通貨の量は同様に減るでしょう。するとあなたの議論は正貨にか地金にかを問わずおよそ兌換可能なあらゆる通貨に対して主張できましようが、一方に対して他方に対するよりもよく妥当するわけではありません。」(VI/300-1)

リカードはまず最初に、自分はマルサスの批判に何の困難もなく答えられるので彼は批判を撤回するであろうという自信に満ちた姿勢を示すが、しかし、彼がその後に述べていることを検討してみると、これはリカードが自分に向けられた批判の意味を理解していなかったことの裏返しでしかないことを示しているように思われる。マルサスの批判の中心は金自体の価値の変動の可能性にどう対処するかということであったが、リカードはこの点をまったく問題にしておらず、彼の言う意味での「通貨の減価」が解消されればあたかも問題が解決されるかのように主張する。反対に、マルサスはリカードのプランの中心点の一つである地金支払いに対しては何も批判をしていなかったのに、あたかもマルサスの批判がこの点を中心に行っているかのように想定して、仮定の「批判」に応えようとする。

マルサスは先の手紙でリカードのプランを批判するにあたって、このプランとは無関係に直近の過去のイギリスで現実が発生した事態を引き合いにだしているが、リカードもこれにつられてこの事態があたかも自分のプランの実施と関係があるかのような応答をしており、最初から論争は混乱をはらんでいた。リカードは、イギリスが戦争遂行のためにスペインに短期間に大量の金を送ったときに国内に十分な金のたくわえがなかったために、金需給の逼迫により金の価値が高騰したというマルサスの批判に対して、「事実はあなたが言われることとは反対です」として、金の供給は十分になされていたと主張する。その

説明として彼は、流通の媒体が貴金属から紙幣に変わったために、流通から回収された貴金属がおのずと銀行内に蓄積されていて、これが需要の急増に対応して放出されたのだ、と言う。しかしこれは彼が1811年以来主張していたことと違うのではないだろうか。そもそも彼は流通の中であれ外であれ（実質的な使用価値を持つ奢侈品・装飾品やその他の工業製品としてではなく）金を貨幣の材料として使用すること自体を「無駄」とし、これを国外に排出して一国が実質的な物的富を手に入れることを国民の富の増進として推奨していたはずである。リカードは自分が主張して来たことと矛盾する論拠を持ち出して、マルサスからの批判に応答しているように思われる。

そして、リカードは上の引用文の後半では、ふたたびマルサスの批判に引きずられてプランの実施を想定した反論をこころみている。ここでもまた、仮にBoEが銀行券の支払いに必要な地金の準備量を減らすのであればマルサスの反論は根拠を持つであろう、とリカードは言い、上記と同様にあたかも自分のプランにはこのような事態は想定されていないかのように主張する。そして、仮に準備量を減らしていたとしても、マルサスの批判は正貨支払いよりもリカードの提唱する地金支払いに対してより多く妥当するわけではないと、マルサスの批判にはまったく含まれていなかった（しかしリカードの念頭の中心に置かれていたであろう）論点を持ち出して、マルサスの批判があたかも地金支払い方式をターゲットにしているかのように言う。マルサスの批判は妥当しないが、仮に妥当するとしても、それは正貨兌換にも地金支払いにも同程度に当てはまるものであって、後者のみをターゲットにするのは的外れであるとする。さらに、金価値の上昇にともなう通貨発行量の縮小が価格を低下させ経済活動を困窮状態に陥れる可能性を指摘するマルサスに対して、リカードはBoEが正貨ないし地金での支払いに応じればおのずと通貨量は減少して減価は解消するであろうと言うだけで、これがマルサスの指摘するような価格低下につながるのかどうかをまったく問題にしていない。恐らくここでリカードが考えているのは、まさにマルサスの批判が指摘するように、金価値一定のもとでの通貨の過剰が地金支払いしないし正貨兌換によって解消されて、価格が低下するのではなく単に元のレベルに復帰する過程だけだったのであろう。

このように、リカードの応答は批判に対する無理解と論点のすりかえでしかなかった。彼は批判に応えるとしながらも、実は自分自身の問題関心の内部に自閉して議論を空転さ

せていたのである。もちろんこれにマルサスが満足するはずはなかった。実際、彼はリカードから「返答」を受け取ってから約2週間後の10月30日付けの手紙で、あらためて自分が最初に出した問題を提起し、リカードが事実上これに答えていないことを主張している。この主張は正当と思われる。

「この国では地金が全然流通していなかったにもかかわらず、この国が地金を実際に送ったということはただちに認めますが、それへの需要のため、またこういう状況のもとでそれを送ったために、疑いもなくその価値に非常に大きな変動が生じました。それで私が言いたいのは、全通貨がこの変動に比例して減少させられて同様の変動をこうむっていたならば、商業世界ははなはだしく窮迫していただろう⁽⁵⁾、ということです。私には、戦争中にハンブルクやアムステルダムやフランスで、貴金属価値の同様の変動のようなことが生じたとは思えません。覚えておいででしょうが、われわれのいくつかの調査では、当地の金価格がハンブルクでのそれに比して10%よりもかなり高くなることがときどきあるという事実が出てきました、——一度は15%を超えていたと思います。私の観察を、鑄貨によってではなく地金によって支払いをするというあなたの制度だけに適用するつもりはありません。しかし、全部あわせてもほんの少量の貴金属しかもっていない国に突然の需要が生じる可能性のあるあらゆる制度に適用するつもりです。」(VI/317-8. 強調は原文)

マルサスはここで半月前に出した手紙と同じ内容の文章をいくつも繰り返して、事実上、リカードがこれらに答えていないとしてそのことに不満を表明している。また、リカードの回答が不十分な点（地金の海外送金についての解釈）や論点のはぐらかし（地金支払いと正貨支払いの優劣の比較）についても指摘している。つまりマルサスは前回のリカードの回答を回答と認めず再度回答するようにせまっているのである。だが、それから約2か月のちにリカードがマルサスに初めて出した同年12月24日付けの手紙では、上のマルサスの質問に関連して彼は何も触れておらず、リカードはマルサスの上の手紙での「再

(5) 通貨の膨張や収縮による商品価格の上昇や下落が商業を含む産業活動一般を活性化させたり沈滞させたりする作用を持つという主張は、マルサスが以前から提起していた論点であった (cf.[Malthus] (1811a), pp. 364-5) が、遠くはヒュームの「連続的影響説」にまでさかのぼるこのような主張に対してリカードは当初から批判的であった (『高価』第四版「付録」の次の箇所を参照。III/122-3.)、あるいは少なくともごく限定的にしかこれを承認していなかった。

質問」には答えないままであった。ただし、この間に両者はいつものように直接に会って議論をする機会があった——cf.11月13日付けのマルサスの手紙、VI/322-3——ので、口頭でこれらの問題が論じられてすでに何らかの「決着」がついていたのかもしれない。だが、この手紙の翌日の25日付けのトラワに宛てた手紙では、10月15日以来マルサスが提起していた問題についてリカードは事実上マルサスの言い分を認める内容の発言をしている。

「地金主義者たちは、私もまたそのなかの一人なのですが、金や銀を実際にそうであるよりも変動の少ない商品と見なし、戦争がこれらの金属の価格におよぼす影響を確かに過小評価していました。1814年の平和のさいの地金価格の下落とボナパルトのパリ入城にともなう戦争再発のさいの再度の上昇とは注目すべき事実であり⁽⁶⁾、今後この問題を論じるに際して決して無視されてはなりません。しかし、この点をすべて認めるとしても、地金主義者の理論には影響しません。」(VI/344)

リカードが『高価』以来繰り返し述べてきた——また「地金報告」に含まれている——「地金主義者たち」の通貨の理論によれば、不換銀行券制度のもとでの地金の価格は銀行券の発行残高の多寡によって上下に変動し、この価格が法定鑄造価格と一致したときに発行残高は「適正な」水準にあると判断される。そしてこの銀行券発行量の適正な水準は、イギリス国内での取引の総量とこの取引を媒介する貨幣（本位ないし標準としての金）の価値（および、手形の相殺のような貨幣を節約するさまざまな工夫。これはここでは捨象する。）によって決まり、前者に比例し後者には反比例する。上の引用文に述べられている地金価格変動の原因はきわめて短時間のうちに生起する政治・軍事上の出来事であり、これらが前者における大きな変動を引き起こしたのではないとすれば、後者における変動が地金価格を変動させたと考えなければならない。1814年の講和のさいの地金の価格の下落は、通貨が相対的に増価したということ、つまりその流通量の適正な水準が上昇し発行残高に変化がなくても相対的に数量が減少したということ、すなわち地金の価値が低下したとい

(6) スラッフアはこの箇所に注を付して、前者においては地金価格は3月1日の5ポンド8シリングから6月28日の4ポンド10シリングへと約4か月で約17%下落し、後者においては2月28日の4ポンド9シリングから4月4日の5ポンド7シリングへと1か月あまりで約20%とさらに急激に上昇したと報告している (VI/344, editor's note 1)。

うことを意味する。また反対に、その翌年の戦争再発のさいの地金価格の上昇は地金価値の上昇を意味する。このように、リカードはマルサスが10月中旬の手紙以来指摘していた「貨幣の標準」としての金そのものの価値の変動と、これがもたらす「貨幣の価値」の変動を、マルサス本人に対する回答とは対照的に、この第三者であるトラワに宛てた翌日の手紙ではマルサスとのやりとりには直接触れることなくきわめて率直に認めている⁽⁷⁾⁽⁸⁾。それだけではなく、この点を自分自身も含む地金主義者の理論に含まれていた問題点として反省している。

しかし最後は、「この点をすべて認めるとしても、地金主義者の理論には影響しません」、という言葉で締めくくられている。これはやや強がりであろう。この理論が金銀それ自体の価値を不変と仮定して組み立てられていることは争えず、この仮定が必ずしも妥当しない局面がありうることも確実である。リカードはこのことを認めた上でもなお、マルサスの提起する金準備の最大限の節約に対する疑問と金価値の変動に対処するための金

(7) スラッファは『全集』第Ⅵ巻の最初に付した「書簡集への編者序文」のなかで、リカードの「おもな書簡交換者」のうちの一人名としてのハチス・トラワ（1777年-1833年）について次のように述べている。「リカードの他のおもな書簡交換者とは違って、トラワは自前で文筆的名声を主張する資格をもっていない。彼はこの往復書簡のゆえに記憶されているにすぎない。彼はリカードと同様に証券仲買人で、19世紀初めの年間に彼らの交友が成り立った。」(Ⅵ/xxiii)トラワは、ミル、マルサス、マカロックとならんでリカードが長期にわたって文通した彼の「おもな書簡交換者」のひとりであったが、他の三人とは異なって、地金論争の初期に短期間論争を交わした後はもっぱらリカードの「ファン」のような立場にあり、両者のあいだに経済理論上の問題をめぐって深刻な意見の相違や論争が生じたことはなかった。だからこそ、リカードは彼に対しては、他の文通相手（この場合はマルサス）に対しては言わ（え）なかったような「本音」を「横流し」したのではなかったのだろうか。

(8) トラワに宛てた手紙とは別に、リカードは『諸提案』第三節の冒頭に次のように記して、同じく貨幣の標準自体の価値が変化してこれが貨幣システムに影響を与えうることを、直近の過去の例を引きながら認める発言をしている。「標準が使用されているかぎり、われわれは貨幣の価値において、標準自体がこうむる変動だけをこうむるのである。しかしながら、このような変動に対してはなにも救済策はありえない。しかも、最近の諸事件が証明しているように、戦争の期間に母国を離れたところにいる大軍隊 [1810年前後に数年間続いたイベリア半島でのフランスとの戦争のあいだイギリスは大軍を派遣していた] の支払いのために金および銀が使用されるようなときには、その変動は一般に認められているよりもはるかに大きいのである。」(Ⅳ/62)この文章の内容は10月15日付けの手紙以来のマルサスからの指摘ないし批判を意識して書かれたものと思われる。実際に刊行された『諸提案』の各部分の執筆時期を特定するのは困難であるが、ここに引用した部分は、1815年末までリカードが続けた草稿の手直しと比較的後の段階で追加されたか書き換えられたのではないかと推測される。

の備蓄の必要性とについてはまったく言及していない。彼はこのすぐあとミルに宛てた30日付けの手紙(前出)で、「この貴金属の価値の不変性は、貴金属自身に関係する特殊な諸原因たとえば需要と供給からくる変化を別とすれば、私のすべての命題が構成される最後のよりどころ(sheet anchor)です」(VI/348)と言い、依然として貴金属価値の相対的(しかし彼の理論的世界の中ではほとんど絶対的)不変性を彼の理論全体の不可欠の前提だとしている。トラウ宛の手紙の中でリカードが認めた金の価値の変化とは一時的で偶発的なものに過ぎないのであり、短期的で具体的な状況の分析においては無視できないとしても、原理的で抽象的な理論のレベル(ここで問題になるのは生産条件の変化による価値の変化だけである)ではこれまでと同様に捨象されるべきものだったのである。

他方マルサスの方は10月30日付けの手紙での「再質問」ののち、リカードとのやりとりはあったものの何の応答も得られないままに、いわば「はぐらかされた」ような状況にあった。おそらく彼としては機会があればふたたびリカードに食い下がろうとしていたのであろう。その機会はほどなくやってきた。年が明けて2月6日に『諸提案』が出版されて献本を受け取ったマルサスは早くも9日付けで簡単な礼状を送り、ひととおりの謝意と賛辞を呈してから、リカードがプランを述べている前半部分に関連する前年10月以来の疑問をむしかえしており、彼がリカードの昨年来の手紙と直接対話の両方での対応に満足していなかったことが分かる。「あなたのパンフレットを読み終えましたが、あなたが不満を抱かれる理由はないと思います。すべて非常に明確でよくできているように思われ、非常に成功をみたとしても驚きません。その前半部にかんしての私の唯一の疑問は、以前にあなたにお話したことのあるもの、つまり、金属流通がないすると、貴金属の価値は大きな需要の結果としてときおり大変動を経験することがありはしないだろうか、というものです。」(VII/20)しかし、リカードはマルサスのこの手紙への返信として二週間後になって出した2月23日付けの手紙でも、前年と同様あいかわらずマルサスの問いかけに何の反応も示していない。しかし、これから3年半もあとの1819年9月21日付けのマルサス宛の手紙で、リカードは、地金問題とは異なるコンテキストにおいてであるが、商品としての貨幣金の価値が変動しやすいことを認めると言っている。

マルサスが提起し何度もリカードに食い下がったにもかかわらず、リカードがはっきりした回答を(トラウにもらした以外には)しなかった、商品としての貨幣の価値の変化の

問題について、リカードはここではあっさりマルサスの主張を認めている。「貨幣が一般に考えられている以上に可変的な商品であるとする点では、私はあなたに賛成なのです。したがって諸商品の価格の変動の多くはまったく貨幣の価値の変化に帰することができる」と私は考えています。」(VIII/73)ただしこれは、通貨価値の変動という地金論争のコンテクストにおいてではなく、マルサスがこのころ執筆に没頭していたと思われる『経済学原理』の中の一つの重要な論点に関連して述べられていることである。ここでリカードが言う貨幣とは金そのもののことであり、また「貨幣の価値」とは金の商品としての価値であって、それは、商品ではない貨幣がその標準としての商品金に対して有する購買力としてではなく、他のすべての商品との貨幣の交換割合（それらに対する購買力）として示される。ただし、このような「論争の決着」は当事者たちのあいだの書簡のやりとりを通観できる後代の研究者にとってのことであって、当人たちはおそらく4年も前からの懸案を忘れていたかも知れず、上のリカードの発言はマルサスの新たな仕事についての彼自身の新たな意見の表明にしか過ぎなかったのかも知れない。それはともかく、この当時リカードは、兌換再開法（ピール法）が7月2日付けで裁可を受けて正規に法律となってからの通貨の状況に満足しきっていたが、やがてこのときにはまったく予期していなかったその後の経過のなかで、貨幣の標準である金の商品としての価値の変動の問題に直面して、マルサスに対してこの手紙で表明した立場を繰り返すことになる（本稿第VI節第2項を参照）。

われわれはここでようやく『諸提案』そのものの内容について検討を加えうる段階に到達した。

IV 『諸提案』におけるリカードの貨幣制度改革プラン

1. パンフレットの構成と「通貨の法則の一般的原理」

1816年に議会が開会された2月1日から「政府とBoEとのあいだのある種の取引にかんしてグレンフェルが動議を提出した」(IV/51、スラッフアの注1)同13日までのあいだに出版されたリカードのパンフレットは、『経済的で安定的な通貨のための諸提案、および、公衆と銀行株式の所有者に關係するイングランド銀行の利潤についての觀察』という長いフルタイトルが付いていた。したがってこのパンフレットは二つの部分からなるのであるが、スラッフアの『全集』では前半のみがタイトルに含められており、もともと小

さい活字で組まれていた後半部分には注意が届きにくくなっている。実際、これまでこのパンフレットはもっぱら、リカードが彼の理想とする通貨制度を提案した文書として受け止められてきたように思われる。しかしすでに見たこのパンフレットの成り立ちからすると、やや背後に退いているように見える後者のテーマこそもともとは中心となるはずであった。しかし、グレンフェルから BoE の利潤とその不当なあつかいを批判・攻撃する文書を書くよう求められたリカードは、戦争の終結とそれともなう兌換の再開の見通しが開けてきたこの時期を好機ととらえて、数年前にその素描をいったん公表したもののすでにほとんど忘れ去られていた彼の貨幣制度改革プランを再度世論（とりわけ議会）に訴えようとした。そして、草稿を読んだミルやマルサスもこのようなりカードの意図を理解し、前半部分をより重要と考えた。だがもちろん、グレンフェルからの依頼にはリカード本人も同調していたのであり、後回しにしたとは言え決しておろそかにあつかったわけではなかった。

事実、この部分にかかわる作業を進めるうちに彼の BoE の経営実態にたいする認識が深まり、彼自身がそれ以前から構想していた貨幣制度改革プランにも新たな重大な要素が付け加えられることになった。彼は「序文」のなかで次のように述べている：「BoE が政府のためにおこなう全業務が、公務員によってしかもそのために設けられた公共機関において、年間約 50 万 [ポンド] の経費節減をともなって実行されうるであろうことは、疑いえないと私は思う。」(Ricardo (1951c), IV/52-3) つまり彼は BoE が端的に不要だと言っているのである。また、『諸提案』はリカードの予想（1816 年 1 月 16 日付けの版元のマリ宛の手紙を参照。VII/14）に反して売れ行きが好調であったため、初版の刊行から半月後の 2 月 23 日にはすでに第二版が印刷中であった（同日付けのリカードのマルサス宛の手紙（前出）を参照。VII/24）。『諸提案』がこのような反響を得たのは、一般にはなかなか理解されにくい貨幣についての抽象的な理論といまだ机上のものでしかないプランが述べられている前半部分によるのではなく、数字データを含む多くの具体例を挙げて BoE を攻撃した後半部分が世間の注目を惹いたからであろう。

さて、前半は四つの節からなるがリカードのプランの内容が具体的に述べられているのは最後の第四節においてである。これに先行する三つの節では、このプランに理論的根拠付けを与えるために、「通貨の法則を構成する一般的諸原理」(IV/51) が説明されている。

これらの節は『高価』とならんで、リカードの貨幣理論に一定の体系的な叙述を与えている。しかし、『高価』が通貨の原理の説明からはじまってその現状（不換銀行券の減価のはてしない進展）を明らかにし、その元凶である BoE を批判することを趣旨としていたのに対して、『諸提案』の最初の三節（特に第一節）は第四節で打ち出される地金支払いプランを貨幣理論の原理にまでさかのぼって正当化することを主眼としている。そのため、ここでは当時の具体的な現実にかかわる記述や BoE の発券政策に対する批判は背後に退いて、抽象的な想定に基づく議論が中心になっている。筆者は、貨幣の価値と数量というリカードの貨幣理論の中心問題について以前に論考したさいに、『諸提案』のこの部分を取り上げて検討を加えた（竹永（2000）、162-171 ページ、Takenaga（2013）、pp. 90-97）ので、本稿での『諸提案』の前半部分についての検討は前稿の当該箇所を前提とすることにし、ここでは前稿で述べたことを手短かに要約するにとどめる。

リカードは、彼のプランが目指す「完全な通貨」には次のような三つの条件が要求されると言う：「その標準が不変であり、つねにその標準に一致し、さらにその使用において最高の節約が実行されている通貨は、完全なものと考えてよいであろう。」(IV/55)

第一の「標準の不変性」とは標準としての金（ないし銀）の価値（ないし市場価格）の不変性であるが、しかし価値が一定不変の商品はどこにもなく、比較的変動が少ないと見なされる貴金属もこの例外ではない。それゆえ、「貴金属がひきつづきわが国の通貨の標準であるかぎり、貨幣の価値は必然的にこれらの金属の価値と同じ変動を受けるはずである。」(ibid.) 貨幣の価値（これは標準としての貴金属に対する貨幣の購買力という意味ではなく、商品一般に対する貨幣の購買力という意味）の安定性は、そのもう一つの不安定要因（上の第二の条件）が完全に除去されたとしても払拭できない、標準自体の価値の不安定性によって超えることのできない限界を画されている。

第二の「つねにその標準に一致する」とは、法律によって定められた鑄造価格（標準である金の単位重量あたりの鑄貨の額面価格——ただしここでは鑄造手数料は無視する——）をもって市場で地金を購入できること、つまり地金の市場価格が鑄造価格と一致することである。これは、通貨となった金が市場で等量の地金と交換されることを意味する。つまり通貨としての金の価値と商品としての金の価値が乖離していない状態である。しかし、前者の価値は通貨が媒介する取引量が一定であれば、発行された通貨の数量に反

比例して後者の価値から乖離する。リカードは、通貨がすべて鑄貨からなっていてその「貨幣の価値が地金の価値以上に上昇する」(IV/57)という、当時のイギリスの通貨の状態とはまるで正反対の状態を仮定した上で、この両者の乖離の解消つまり上記の第二の条件が満たされるプロセスをシミュレートしてみる。

このような状況が生じるのは金が鑄貨として流通する数量が不足しているからであり、このとき鑄貨となった金は市場でそれに含まれる以上の重量の地金形態にある金と交換されることになる(地金の市場価格が鑄造価格を下まわっている)。つまり標準である金は地金の形態においてよりも鑄貨の形態において高い価値を持っている。だがこのような状況においては、実質的に不当量の金の交換となる市場での地金の取引はおこなわれなくなり、地金を所有するものはこれを造幣局にもちこんで鑄造してもらおうとするであろう。こうして貨幣(鑄貨)の数量が徐々に増えていき、反対に市場での地金の数量が減少していく。この過程で貨幣の価値は徐々に低下し一般商品の価格はそれにつれて徐々に上がっていくであろう。地金の市場価格も同じように上昇していくであろうが、しかし地金だけはこの過程で他の諸商品とは異なって徐々に市場での数量を減らしていく(いわば、この過程は地金に対してだけ他の諸商品にはない特別な需要を生み出すと考えられる)ので、より急速にその価格を上昇させるであろう。こうして、地金の市場価格が鑄造価格にまで上がって両者が一致すると、地金の所有者がそれまで得ていた鑄造の利益がなくなるのでこの過程は停止するであろう。このとき通貨はその「標準に一致する」が、しかし一般商品の価格はやや低下したままにとどまるであろう。こうして、商品一般に対する購買力という意味での通貨の価値は不変に保たれないことになる。上記の「第二の条件」は満たされたが、このことが同時に「第一の条件」の充足を妨げているのである。標準としての金の価値(より正確には、通貨とではなく他の諸商品との交換割合としての、市場価格)は不変ではなくやや上昇したままになっている。「もし通貨の増加が鑄貨によって供給されるならば、地金および貨幣の価値は、それらが同一水準に達したのちにおいてさえも、なお少なくとも一時的には、以前よりも高いであろうと思われる。」(ibid.)

しかしもしこのとき鉱山から(以前と同じ生産条件で)新規に金の供給があれば、金の市場価格だけが他の諸商品よりも急速に上昇することはなく、通貨が「標準に一致する」とき他の諸商品の価格も金の市場価格と同じだけ上昇していたはずである。そうすれば通

貨の価値の安定性は確保されていたであろう。リカードの例ではこうならないのは、そこでは暗に新産金の供給がないものと想定されていたからである。このような想定がなされるのは、商品の一種としての金の生産と供給が他の一般商品（とりわけ工業製品）とは異なった特殊な制約の下におかれており、このためその供給は需要の変化に柔軟に即応しないと、リカードが考えていたからである。リカードは、貨幣材料としての金（ないし銀）の生産条件における特殊性についての認識を、『高価』以来一貫して保持していた。この点を見落とすと彼の貨幣論の重要な側面が理解できなくなるであろう⁽⁹⁾。

鑄貨のみをもってしては困難であった貨幣価値の安定性は、銀行券の導入によって確保される。これは『高価』以来のリカードの常套論法である。「この不都合は紙券の発行によって完全に除去される。なぜなら、その場合には地金に対する追加需要は起きることはなく、したがって、地金の価値には変化はなく、新紙幣は旧紙幣とともにその地金の価値に一致するからである。」(ibid.) 地金の仮想的な代替物として（兌換）紙券を銀行から供給することによって市場での地金の市場価格を鑄造価格に一致させても、地金の価値が上昇することはない。すなわち、今では地金との等価性を回復した（鑄貨と紙券からなる）通貨の一般商品に対する購買力（価値）は旧に復している、つまり商品価格が以前の状態に戻っているのである。「紙幣の使用にともなうあらゆる他の利益のほかに、なお、数量を慎重に管理することによって、あらゆる支払いを履行するための流通媒介物の価値に対して、他の方法によってはとうてい得られないような価値の不変性が確保されるのである。」(IV/57-8)

このように紙券通貨によって貨幣の価値の不変性が確保されるのであるが、それは同時に金という高価な商品を材料とする鑄貨を、紙を材料とする安価な紙券で置き換えることであり、先の「第三条件」である「標準の使用における最高の節約」につながる。上の例では通貨の一部が紙券に置き換えられるとされているが、「数量を慎重に管理」すれば金鑄貨の使用を完全に廃止することも可能であり、このとき「最高の節約」が達成される。こうして、プランの具体的提示に先立つ三つの節（事実上第一節）は、「経済的で安定的

(9) そのひとつの典型が、『経済学批判』（1859年）第二章の最後に付された「C. 流通手段と貨幣にかんする諸理論」におけるマルクスによるリカードの貨幣論批判、およびこれにしたがうリカード貨幣論研究であろう。この点については竹永（2000）の「補論2」（188-94ページ）を参照されたい。

な通貨」が標準との等価性が保証された紙券通貨からなるという結論を導いている。「正しい原理のうえに建てられた紙券通貨のもつ利益は、この貨幣の追加量が、地金またはなんらかの他の商品と比較した全通貨の価値に変化を起こすことなしに、ただちに供給されるということにある。だが、金属通貨制度においては、この追加量はそれほど容易に供給されえないものであるし、またそれが結局供給されたときには、全通貨と地金の価値が上昇しているのである。」(IV/58)

2. 地金支払いプラン、『高価』第四版「付録」との関係、『原理』第二版への統合

「イギリスの通貨をできるだけ完全さに近づけるための方策」と題された『諸提案』第四節では、最初の三つの節をつうじて理論的に示された「完全な通貨」を、イギリスにおいて実現するための具体的な「プラン」(IV/69)が提示されている。この意味で第四節は『諸提案』の前半の中心部分であるだけでなくその全体の中心でもある。このプランそのものはすでに5年近くもまえに公表されていたものであるが、ほとんど反響をよばず議論にもならずリカードの度重なる努力にもかかわらず政治指導者たちからも放擲されたままになっていて、リカード本人以外からはほぼ完全に忘れ去られていた。リカード本人も最初にプランをおおやけにしてからあと、書簡や刊行物（特に『諸提案』と『原理』）において『高価』およびその「付録」に一度も言及していない。おそらく彼本人が、これをその場限りの時事的なパンフレットとして「用済み」と見なしていたのであろう。このため、リカードは『諸提案』の第四節において、彼の貨幣制度改革プランを何も先例のないまったく新しいものとして描かなければならなかった。このため、後代の読者が1811年の「第一ヴァージョン」と5年後の「第二ヴァージョン」を比較してみると、当然ながらそこには多数の繰り返しが見られる。前者については、われわれはすでに本稿の第Ⅱ節の第3項で立ち入った検討を加えているので、ここでは「第二ヴァージョン」に特有の少数の論点についてのみ考察して、「第一ヴァージョン」との対比を試みるとともに、これら二つの「ヴァージョン」をとおしてリカードのプランのよりいっそう正確な特徴付けに努めたい。

なお、周知のようにこの第四節の中心部分(IV/66-70)は、1919年2月27日に刊行された『原理』第二版の第27章「通貨と銀行について」のなかに長い引用文として再現され

ている (I/356-61。1819 年刊の第二版では 453 ページから 460 ページ。)。これは、リカードが『原理』第二版の刊行準備をしていた時期にあたる 1818 年 12 月発行の『エディンバラ・レビュー』誌に『諸提案』の書評を掲載したマカロックの勧めによって取られた措置である。リカードは、プランの「第一ヴァージョン」を『高価』第四版の「付録」として公表してそのすぐのちに、この「付録」をプランの存在を強調するような表題を付して独立したパンフレットとして再刊しているが、『原理』への「第二ヴァージョン」の主要部分の収録も、やや事情と方法が異なるとはいえプランを世間に広く知らせるための努力という点では、前回と軌を一にしていると言えるであろう。実際、リカードの没後『諸提案』が『原理』に比べて読まれ検討されることがはるかに少ないのは否定できず、もしマカロックの勧めによってリカードがプランを『原理』でも提示することをしていなかったなら、彼のプランは現在そうであるよりもはるかに知られることが少なくなっていたかもしれない。リカードはマカロックの書評が出てからしばらくのちの 1819 年 4 月 7 日付けで彼に宛てた手紙のなかで、この書評のおかげで議員たちのあいだで『諸提案』が改めて見直されている（この年の 3 月に 3 年ぶりに第三版が出た）ことに触れるとともに、次のように述べている：「もしあなたが私のプランを忘却から救い出して、そのために私が述べた以上にものを書いて下さらなかったならば、あれは眠ったままになっているか、あるいは忘れ去られてしまったかもしれません。」(Ricardo (1952d), VIII/20) このリカードの言葉は、『諸提案』が 3 年前に刊行されたときの大きな反響（1 か月も経たないうちに再版が必要になった）が、前半部分のプランのゆえではなかったこと、また後半の BoE 攻撃への注目が一時的なものでしかなかったことを裏書きしているように思われる。

リカードの主著『原理』の一部に組み込まれた『諸提案』のコア部分は、彼の著作物のなかでは例外的に長い引用文をなしており、やや異例の「異物」のような印象を与えかねない。このためか、この引用文はそれだけが本文と切り離して読まれるか、あるいはまったく無視されるかすることが多かったのではないだろうか。いずれにせよこの引用文はそれが割り込んでいる前後の文章とのつながりにおいて読まれることはあまりなかったようであるが、しかしリカードは『原理』の論理の流れを考えて一定のコンテキストのなかにこの引用文を嵌めこんでいるように思われる。このような読み方が可能であるとすれば、

彼の貨幣制度改革の構想についてもことなつた見方が可能となるかもしれない。だがこの点については本稿の次の第V節で論じることにした。

さてリカードは、この節で提示するプランが何をターゲットとしているのかを、第四節の冒頭できわめて明確に述べる。「次の議会の会期において、通貨問題がふたたび議論されようとしている。そしておそらくそのさい現金支払い再開の時期が確定され、これによってBoEは、同行紙券が地金の価値に一致するところまで、紙券の数量を制限せざるを得なくなるであろう。」(IV/65)1811年4月に公刊された「付録」におけるプランと同様、ここで提案されるプランも、始まろうとしている議会での法案審議と採択を眼中においた具体的な政治施策として打ち出されている。そしてその実施はBoEの行動を規制することをつうじてなされるものと考えられている。リカードの地金支払いプランはこのように、現存する金融機関を前提として比較的短期間のうちに実現可能なものとされているのである。

兌換の停止は多くの弊害をともなつたが、しかしリカードが提案するのは兌換停止以前の状態への単純な復帰ではない。兌換が停止されているあいだに生じた貴金属鑄貨の流通の停止と紙券流通の支配を、彼は「経済的な通貨制度」として継承しようとする。「よく管理された紙券通貨は商業上の大進歩である。したがって、もし偏見のためにわが国がより有用でない制度へ復帰するようなことがあれば、それはきわめて残念なことである。」(IV/65)リカードにとって紙券通貨の利点は明白であつて、これを認めないかあるいはそれを損なうような行動は「偏見」に発するものでしかない。そして「有用でない制度へ復帰する」ということは貴金属鑄貨をふたたび流通に呼び戻すことであり、具体的には現在貴金属鑄貨に代わつて流通している小額銀行券をBoEが回収して、兌換ないし新規鑄造によってあらためて鑄貨を貨幣として使用することである。鑄造価格にしたがつて作られた金鑄貨は1ポンドであればその重量は8g弱であり、鑄貨として実際に使用しうるには額面の上限は2ポンドであろう。事実これを超える額面の金貨が長期間にわたつて継続的に発行された歴史的事実はない(cf. <http://www.coinsgb.com/index.html>)。つまり、銀行制限期に金鑄貨に代わつて急激に流通内に浸透した5ポンド以下の小額銀行券は額面において金鑄貨に対応しており、両者は代替(ないし競合)関係にあるのである。このため、金鑄貨を流通に逆流させないことがプランの実現には不可欠であつたりカードにとって、

小額銀行券のあつかいはきわめて重要な問題であった。そこで彼は次のように言う：「かりに1ポンド券と2ポンド券および5ポンド券でさえ、これらを使用している人々が、自由にギニー金貨 [21 シリング = 1ポンド1シリング] を使用できるものとすれば、彼らがそのどちらを選択するかについては、ほとんど疑問の余地がないほど明白である。このようにして、単なる気まぐれを満足させるために、もっとも費用のかかる媒介物がほとんど無価値なその代わりにもちいられることになるであろう。」(IV/65-6)

同一額面の金貨と銀行券が自由に交換可能であるとすれば、どちらを通貨として使った方が好都合であるかは明々白々である。それでも紙幣ではなく鑄貨を使おうとするのは「単なる気まぐれ」によるとしか考えられない。同様に先の引用文ではこうした行動は「偏見」によるものだとされていた。たしかに、われわれがしてきたようにリカードの議論を忠実にフォローしてくれば紙券通貨の優位は明らかであるが、必ずしもリカードが何と言っているかを知っているわけではない多くの人々の長いあいだの慣習に基づく日常行動は、「数学的に証明された学説に対してもなお依然として承認をこぼむかもしれない人たちの頑固な偏見」(1819年1月3日付けのマカロック宛の手紙、VIII/1) とか「単なる気まぐれ」というだけでは理解できないであろう。実際、1919年に彼のプランを大枠で採用した兌換再開法が成立してから後の経過は、公衆の行動をこのように決めつけるだけでは解決しえない問題が生じて、それが地金支払いプランの実施をつまずかせるひとつの要因となったことを示している(後述、第VI節)。

鑄貨ではなく地金で銀行券に対する支払いをするというリカードのプランは、BoEから公衆に金貨が直接わたるのを防ぐことをその目的のひとつとしていた。しかし地金で支払いを受けた人々はこれを造幣局に持ち込んで鑄貨に変えてもらうことができる。実際、リカードは彼のプランの実施は造幣局の機能を排除するものではないとしている(cf. IV/67)。しかし、人々がBoEに銀行券をもちこんで地金の支払いを受けようとするのは鑄貨を含む通貨一般が減価しているからである。こういう状況下で地金を通貨の一種である鑄貨に変えることはみずから損失をこうむることになり、このような行動はあり得ないと仮定しうる(実際にはBoEから入手した地金は国内で鑄造されるのではなく、有利な取引先を求めてそのまま輸出される)。つまり人々は銀行券が減価しているときには、BoEから直接に鑄貨を受け取ることもできないし、BoEから受け取った地金を造幣局で

鑄貨に変えることもありえない。造幣局で鑄造された鑄貨が通貨として流通に投入されることがありうるのは、地金の市場価格が鑄造価格と一致しているかそれ以下のときつまり通貨が減価していないときである。このようなとき、人々が手持ちの地金（「単なる気まぐれ」から地金をため込むという行動がないものとすれば、これは外国貿易によって得た地金ないし地金と同等とみなされる外国鑄貨である）を通貨（銀行券ないし鑄貨）に変えて貨幣として使用すれば、そこから利益が得られるからである。

そこで人々は、手持ちの地金を BoE に持ち込んで買い取ってもらい銀行券を取得するか、あるいはそれを造幣局に持ち込んで鑄造してもらうかの選択をせまられる。通貨を発行する側から見ればここに相互の競争関係が生じることになる。かりに同一重量の地金から得られる通貨の額面金額（つまり地金の販売——ないし買い取り——価格）が同一であったとしても、銀行券は窓口で即座に得られるのに対して鑄造には一定の時間がかかり、たとえ鑄造手数料がかからなくてもその期間に得られていたはずの利子に相当する損失が発生する。これだけでも BoE の方が競争上優位に立つことになるが、リカードはさらにそれに加えて、BoE による地金の買い取り価格は「金を鑄造するために造幣局に持ち込むよりは BoE に売却するほうが、金の売り手にとって有利となるように定めなければならない」(IV/66, note) として、BoE による金の買い取り価格の設定においても地金の鑄貨への転換を抑止する方策を提案する。造幣局は鑄造申し込み者から手数料を徴収するが、これは具体的には鑄造のための地金の買い取り価格を手数料分だけ引き下げる（つまり、地金の所有者が一定額面の鑄貨を作ってもらうためにその額面相当の金量に手数料に相当する量の金を上乗せして引き渡す）ことである。BoE ももちろん紙券発行や窓口業務にコストがかかりこれを回収するとともに手数料収入も得なければならない。これらをすべて含めても地金の買い取り価格の鑄造価格からの引き下げ幅を造幣局のそれよりも小さくして、地金の販売者を BoE の方へ誘導することを提案する。彼はこの買い取り価格を鑄造価格の 3 ポンド 17 シリング 10½ ペンスより 10½ ペンス低い 3 ポンド 17 シリングとしているが、これはあくまでも「適当な価格 (arbitrary price)」(ibid.) であり、造幣局の買い取り価格より少しでも高ければよいというわけである。このプランがうまく機能すれば、そして BoE と公衆が「単なる気まぐれ」や「偏見」に基づいて「非合理的な」行動をしなければ、現在国内にごく少量残存している鑄貨に加えて新たに鑄貨が作られて流通

に入り込む可能性はないはずであった。

反対に地金の売り渡し（支払い）価格は鑄造価格どおりとされている。つまり、もし通貨の価値が上下に変動することがあれば、BoE は地金の販売価格と購買価格の差だけの収益を得ることができるのであるが、実際にはこうした取引そのものが銀行券の価値の変動をこの両価格の差の狭い範囲内に封じ込めるので、「これらの地金の取引は、その数においてきわめて少なくなるであろう。」(IV/67) こうして BoE は、建前上は銀行券に対する地金支払いを無制限におこなう義務を負うにもかかわらず、そのために現実に必要な地金の準備はごくわずかで足りるであろう。通貨流通の面でも準備の面でも貴金属は極度に節約され、通貨システムはきわめて「経済的」なものとなるであろう。以上に加えて、リカードは 1811 年に打ち出したプランにおけると同様にここでもまた、地金支払いの必要を小さくするために、銀行が応じなければならぬ最低金額を設定する。BoE はこの金額に満たない支払い請求は拒否することができる。これはこの最低限に満たない小額銀行券の BoE への還流を防ぎそれを流通内に押しとどめておくための措置と受け取ることができる（だが実際には小額銀行券でも一定枚数をそろえて最低金額に達すれば地金支払いに応じるとされている）。

この最低金額はここでは 20 オンスとされ BoE が売り渡す地金の重量を単位として表示されている（1811 年のプランではそれは 20 ポンドと通貨の額面単位で表示されていた⁽¹⁰⁾）。20 オンス（約 600g）の地金は鑄造価格で換算すれば 80 ポンド弱の金額となる。Bowley (1900) によれば、1810 年のイギリスの農業労働者の週給は平均 14 シリング 6 ペンス、職人のそれは 30 シリングであったという (ibid., p.23)。これを年収に換算すると前者は 40 ポンド弱、後者は約 75 ポンドとなり両者の平均はおよそ 55 ポンド程度となる。当時の労働者一般の平均年収がこの程度であったとすると、リカードの設定する地金支払いの最低金額はこの年収額を 40-50% 超過する大きさである。これはもちろん大まかな概算にすぎない。しかしそれでも、このような最低金額の設定が、一般の消費支出のための所得流通に使用される貨幣の地金との交換を阻止し、地金支払いをもっぱら業者間（しかも地金が

(10) この点にかんする変遷とその意味については本稿第Ⅲ節第 1 項のはじめの部分で述べておいた。当該箇所を参照されたい。

使用されるのは国際取引においてであるからイギリスと他の国の業者のあいだ)での取引に使用される貨幣だけに限定しようとするものであることは明らかである。このような大口の取引だけに限定すれば、BoEは一般の消費者よりもはるかに少ない業者を相手にすればよいのであるから、「BoEに過大な手数料をかけさせないように」(IV/66)することができる。しかし、このような地金取引の請求が生じるのは、上に見たように、イギリスで通貨が減価したときだけである。通貨の減価は額面のいかんを問わずすべての銀行券(また鑄貨が流通していればすべての鑄貨)に様に生じるものであるから、小額銀行券の保有者も当然その影響を受け物価の上昇による損失をこうむることもありうる。しかし、以上のような制限がかけられているとはいえ銀行券が減価するとその発行高が縮小するメカニズムは確保されているので、たとえ減価が生じてもそれが大幅になったり長期間続いたりすることはなく、短期間にチェックがはたらき減価は解消されると考えられる。この意味では直接地金を受け取ることでできない小額券の保有者たちも通貨の減価から保護されると言えるであろう。なお、リカードは20オンスという地金の最低販売量は、先に地金の買い取り価格を1オンスあたり3ポンド17シリングとしたのと同様に、特別な根拠にもとづくものではなくひとつの例示にすぎないと言う(IV/66, note)。だがそれが10オンスまたは30オンスだとしても、このような最低限度額の設定が上記のような意味を持つことには変わりはないであろう。

『諸提案』が刊行された当時の地金の市場価格は、Tooke(1838)の巻末の表1(p. 379, 邦訳355ページ)によれば、すでに1813-4年時のピークにくらべてやや下落傾向にあったが、それでも法定鑄造価格を約20%上回る1オンスあたり4ポンド13シリング6ペンスの水準にあった。リカードは地金支払いを鑄造価格によって実施するとしているが、この現状でそれをいきなり実施すれば大きな混乱(BoEの窓口への支払い請求の殺到と支払い準備の急減、そして、最悪の場合には支払いの再停止)が生じることが予想される。しかし『諸提案』で示されたプランには支払いをいつから再開するのか何も明示されていない。約5年前に否決された「地金報告」では、兌換再開は2年後からとされその間に通貨を収縮させて地金価格を鑄造価格に近づけることによって、再開にともなう混乱を回避しようとする方策が盛り込まれていた。またリカードも1811年の7月と12月に政治家に支払いの再開を勧告した時には、地金価格の現状に鑑みていきなり鑄造価格での支

払いに踏み切るのではなく、まず実勢価格より少し低い価格で支払いをはじめてその後は一定期間ごとに少しずつ下げて行き、2年程度の時間をかけて鑄造価格での支払いを実現することを提案していた（本稿第Ⅲ節第1項を参照）。このような提案は『諸提案』では消えているが、リカードはこれを忘れていたわけでは決してなく、3年後の1819年の会期で議会在支払い再開に向けて現実に動き出すと、ふたたびこの方式を提案している。そしてこの方式は実際に法案に取り入れられることになった（本稿第Ⅴ・Ⅵ節参照）。

リカードのプランにおける地金の支払いと地金の買い取りは、通貨の価値と地金の価値との乖離を解消することによって、前者を後者と同じだけ安定的なものにするための施策であった。このためにはさらに地金が国境をこえて自由に移動できなければならない。これは地金の価値がその国際的な水準から乖離するのを防ぐために必要な措置である。こうして通貨の価値は標準である地金の一商品としての国際的な価値との等価関係におかれ、金を貨幣の標準とするシステムのもとで得られるかぎりでの最大限の安定性が確保される。「あらゆる種類の地金の輸出入に対してもっとも完全な自由が与えられなければならない。」(IV/67) 同時に、このようなシステムが機能しているかぎり、地金と通貨の相互変換もその輸出入もともに完全に自由であるにもかかわらず、実際にはそのどちらもがほとんど停止するであろうとリカードは予測する。つまり金本位制であるにもかかわらず実際の金取引はほとんど不要となるであろう。こうしてリカードのプランにおいては「安定的な通貨」はまた必然的に「経済的な通貨」でもある。したがって彼から見れば、このプランが実施に移されるとしても大量の金を準備しておくことはまったく不必要なはずである。

しかるに、現実にはリカードは「それ[現金支払いの再開]にそなえて鑄貨を準備しなければならないという考えに当面したBoEの理事たちの狼狽(alarm)」に直面しなければならなかった。そして、「彼らは平常の準備金とは別に、3000万[ポンド]を下らない額が必要であろうとおおやけに宣言していました。」(1819年4月7日付けのマカロック宛の手紙、VIII/21) つまり当時流通していた銀行券の総額を上回るほどの準備をたくわえておかなければならないということである。おまけに、リカードがこの手紙を書いている時にはまだ兌換の再開が正式に決まっていたわけではなく、議会でそのための準備として委員会が設置され証人たちからの聴取がおこなわれていたにすぎない。BoEの当局者たちの言動はリカードから見れば、まったくの「無知」と「偏見」に基づくものでしかなく、

「どうとも言いようがない」(ibid.)とか「何とも説明のしようがない」(VIII/1)と形容するほかない愚行の極みであった。

しかしこのような「狼狽」に基づく人々の「不合理な」行動は歴史上何度も繰り返された。リカードはこれを、「一般的なパニックが一国を襲っているとき、またあらゆる人が自分の財産を現金に換えるかまたは秘匿するためのもっとも便宜な方法として貴金属の所有を望んでいるとき」に生じる「特別な場合」と呼び、「このようなパニックに対して銀行は、いかなる制度によるとしても、安全ではありえない。銀行はその本来の性質上、パニックを免れないものである。どんな時であっても、一銀行または一国に、その国の富裕な人々がもっている請求権に応じるだけの多量の正貨または地金は存在しないからである。」(IV/68. 強調は原文) リカードやマルサスが何度か言及しているアムステルダムやハンブルクの「預金銀行」のように、実質的に100%の貴金属準備に裏付けられない限り、発券機関に対する「信任」(ソートン)を不可欠の前提とする銀行制度は、潜在的にはいつでも(「合理的な」理由がないのだから)このようなパニックから取り付けが発生して破綻に陥る可能性を秘めている。この点はスミスもすでに認識していた(紙券制度は「ダイダロスの翼でつりさげられて」おり「まったく安全ではありえない」(Smith (1976), p. 321, 邦訳, 93 ページ))。だがパニックを上のように捉えるリカードにとっては、それを防止する仕組みはありえない。パニックが発生したらそれは通貨システムに欠陥があるからではなく、それを引き起こす人々の行動にこそ問題があるのである。

貴金属の使用を極度に節約するプランの提案においてパニックに言及するときに彼が主として念頭においているのは、すでに20年近くもつづいている兌換停止を導いた1797年2月の出来事である。「この種のパニックこそが1797年の危機的状況の原因だった。[...] BoEも政府も当時においては非難されるべきではなかった。BoEに対する取り付けを引き起こしたのは、社会の臆病な人々の根拠のない恐怖が伝染した(the contagion of the unfounded fears of the timid part of the community)ためであった。[...] もしそのときBoEがひきつづき現金の支払いをしていたとすれば、同行の鑄貨が枯渇してしまう以前に、おそらくパニックは静まっていたであろう。」(IV/68)つまり責められるべきは理由もなくうろたえて貴金属を求めて行動する人々であって、これに対しては何も打つ手はないということである。ピールの提出した兌換再開法案が現実に議会を通過し

た 1819 年 5 月 26 日の二日後にトラワにそれについて報告した手紙のなかで、リカードは「シティーに拡がった驚愕状態 (alarm) は理解不可能です」と述べ、おそらくみずからも同様の心理状態に陥っていたであろう BoE の扇動によって引き起こされたとしている (VIII/32)。リカードの立場からすれば、これは一部の人々の度しがたい行動として非難ないし軽蔑のまなざしで傍観するしかないのであろう。

以上は彼が『諸提案』を書く以前に生じたことであるが、このパンフレットの大きな影響のもとに成立した 1819 年のピール法 (支払い再開法) の施行途上で、BoE の当局者たちは、まだ法案が明確な形をとっていなかった同年 4 月 7 日付けのマカロック宛の手紙 (前出) でリカードが述べているような行動に実際にのりだした。そしてこのことが、少額銀行券のあつかいととも、結局彼の地金支払いプランの実現の大きな障害となったのである。こうなると、彼としても「どうしようもない愚挙だ」として見下しているだけではすまされなくなった。

3. イングランド銀行の利益独占、その廃止と貨幣発行権の国家への移転

さて、『諸提案』後半の第五節から第七節までは、グレンフェルからの依頼による銀行制限期における BoE の経営に対する批判と攻撃を内容とするが、その最後のごくわずかのスペースでリカードは紙幣の発行権を国家に移行させるアイデアを簡単に提示している。これは 1923 年夏に執筆される「プラン、その他」(IV/276-300) と題するリカードの後年の草稿のアイデアに通じるものであり、それがすでに 1815 年の最後の約 4 か月間に書かれたこのパンフレットに示されていることは注目にあたいする。もちろんそれは唐突に出てきたのではない。それがこの場所で示されていることと、このパンフレットの前半部分および後半部分とのつながりにも注意を向けてみたい。

彼は『諸提案』の後半部分の中心をなす第六節と第七節の変わり目にあたる第七節の冒頭において、二つの節 (つまり後半部分) の課題について次のように説明している: 「私は以上において、BoE の利潤を政府との関係において考察し、そしてその利潤が同行の権利と利益とに対する正当な考慮が是認しうる限度をいちじるしく越えていることを示すよう努めてきた。——今や私は、それを BoE 株主の利益との関係において考察しようと思う。このために私は、BoE 積立金の蓄積の現状を確かめる目的をもって、BoE 利潤の

計算の基礎を述べることに努力しよう。——もし BoE の諸経費と同行がさまざまな時期に保有していたと思われる現金および地金の額とを正確に知ることができるならば、われわれはこの問題について真相にきわめて近い計算をおこなう手段をもつことになるであろう。」(IV/96、強調は原文) つまり、BoE が主として政府との取引によってどれだけの収益を上げており、それが所有者である株主に配当の形でどれだけ還元されているかを、具体的な数字データと計算によって示そうというわけである。このような課題を遂行する基礎となる数字データや資料は、下院議員であったグレンフェルが大量に提供したものであり、『諸提案』後半部分および 20 ページにもおよぶ「付録」において広範囲に使用されたと思われる。このような作業を在野の一論客であったリカードがあえておこなわなければならなかったのは、BoE がその経営状態についての情報の多くを公開していなかったからである。

彼は BoE のこのような秘匿体質を次のように指弾する：「統計の公表は、理事たちの管理の腐敗に対する抑制手段として必要であるばかりでなく、株主に対して同行業務の管理がすぐれていることを保証するためにも必要である。1797 年以後、BoE の状態にかんする報告は全然なかった。しかもその年においてさえ、特別の危機にあたって、報告は議会に対してなされたのであって、BoE 株主に対してはなされなかった。」(IV/111、強調は原文) 1797 年以後の兌換停止期間中に継続された戦費調達のための政府への多額の貸上から BoE は莫大な利子収入を取得したが、それは結局国民の負担から支払われたものにほかならず、本来ならこうして得られた収益は広く一般に公開されてしかるべきだったはずである。さらに、株式会社形態を採っていた同行のこうした収益は本来ならその所有者たる株主に配当として帰属すべきものであり、株主に対して収益額を公表したうえで彼らが納得しうる配当の支払いをすべきであった。BoE の当局は一般公衆に対しても株主に対してもなすべき義務をおこたり、両者の利益をともに侵害して「秘かに」多額の資金を蓄積し続けてきた。『諸提案』の後半部分はこの BoE の実態を具体的な数字を示すことによって暴露し、その不当さを株主にも議会にも一般公衆にも訴えることを目的としていた。同時に、リカード本人もこうした作業を遂行することによって、みずから BoE の「あまりにもひどい」実態をあらためて認識することになったと思われる。ちなみにリカードもグレンフェルも BoE の株主でありいわばその利害関係者であった。もともと後

者が前者に BoE の実態を暴露するようなパンフレットの執筆を 1815 年 8 月 1 日付けの手紙で依頼したのは、翌 9 月 21 日に開催予定であった BoE の株主総会での経営者に対する追求と増配要求のためのキャンペーン文書であった。したがってこのときグレンフェルが考えていたのは、依頼から実際の刊行まで 1 か月程度で間に合うような比較的簡単なしかも上記のような主題に絞った扇動パンフレットであったと思われる。しかし実際にリカードが書いたものは、もちろんこのようなグレンフェルの意向に込める内容を含みつつ、はるかに長い射程とリカード独自の貨幣理論についての理論的な考察とを合わせ持つ文書となった。

第七節には 1797 年から 1816 年までの BoE の利潤と配当の年次推移を示した表が掲げられている (IV/101)。それによると 19 世紀に入ってからの過去 10 年間の配当率は、他方での配当支払後の残留利潤が約二倍に伸びているにもかかわらず、1806 年から翌年にかけて 12% から 10% に引き下げられたままで推移している。この表も恐らくグレンフェルから提供されたデータに基づくものであろうが、そのグレンフェルは配当は現状の倍以上の 20-25% としてしかるべきとしている（みずから株主総会に出席して増配動議を出して否決された直後の 1815 年 9 月 24 日付けのリカード宛の手紙）。またリカードは、独自の計算に基づいて現時点（1815 年）では 19% が適切としているが、10% が低すぎるという点ではグレンフェルと同意見である。「それ以後の諸年度について「付録」の統計を検査してみると、BoE の利潤は 1801 年以後には毎年株主に支払われる年配当額を超過したこと、また、1815 年にはこの年の超過額だけで 106 万 6625 ポンドに達したにちががなく、したがって、BoE はその年の配当としては、10% ではなく 19% を支払うことができたことがわかるであろう。」 (IV/103-4)

BoE は、その経営状態を公表しないままに、「株主に配当しないできた」(ibid.) 多額の資金を蓄積している。「18 年のあいだ、理事たちは無言のままに彼らの有利な取引を営んできたのであり、今もおそらく、それと同じ方針が BoE の利益にもっともよく適合していると、考えているのであろう。」 (IV/113-4) 政府とのなれ合いの取引をつうじて巨額の利益を取得しつつ、情報の秘匿によって一般国民と株主の双方の権利と利益を侵害して、無言で資金を蓄積し続けているのが BoE なのである。このような認識を固めたリカードは、『諸提案』の最後の部分で BoE の存立そのものを問題とするような言葉を記して、こ

のパンフレットの結びとしている。

リカードはこの最後の部分で、BoEによるその営業状態の公表が今なぜ必要であるのかについて、新たな理由を付け加える。営業状態の公表はBoEの横暴を抑えるためにたしかに有用であるが、しかしこれは当面なしうる最善の策であるにとどまり、それはBoEの利潤獲得により現在国民がこうむっている負担を解消することにはつながらない。このためには、公共社会(the public)が「同行からその営業のなかでもっとも有利な部分を奪うこと」(IV/114)、つまり、「偉大な一国に紙幣を供給することによって生じるあらゆる利益を商人たちの一会社(a company of merchants)に許す政策」を廃止することが不可欠である。しかし、BoEは「今後17年のあいだ同行の特許状(their charter)を確保しており」、「1833年まではこの危険に対して保証されている」。そしてリカードは結論としてあらためて、「したがって、あらゆる理由からしても公表は得策なのである」(ibid.)と述べる。

まだ17年間も有効期間が残存している「特許状」の効力によって、BoEは当分のあいだイギリス商業の中心部における排他的な発券銀行としての存続を保証されている。このようなBoEの存続を前提として可能なことは、『諸提案』の前半部分で呈示されたプランの実行と情報の公開による一般国民と株主の利益の保護(BoEの収益の圧縮と透明性のある配当政策)までである。BoEから紙券の発行権という「もっとも有利な部分を奪うこと」つまりこの権利を国家に移転することは当面の課題とはなりえず、いまのところはかなり遠い将来の可能性として大まかな見取り図を描くことができるだけである。だがそうだとすると、リカードが『諸提案』の末尾でこのようなスケッチを与えたのは、このパンフレットを通じてBoEは最終的には存続させるわけには行かないという信念を抱いたからであろう。

リカードが具体的に呈示する「大臣たちの支配からはまったく独立に国家にたいしてきわめて大きな利益をもたらす方法」とは次のようなものである。紙幣の発行とは紙という無価値な媒体を材料として、貨幣の標準である金と等価の通貨を作り出すことである。それゆえ、紙幣の貨幣としての価値はその全体が鑄造手数料つまり貨幣を発行する機関の収益となる。貴金属鑄貨の鑄造手数料とは比べものにならないほど大きなこの収益は、民間の一銀行会社が取得すべきものではなく公共社会に帰属すべきである。「鑄造手数料はど

の国においても国家に帰属する。そこで、本書のはじめの部分で提案したような兌換性の確保と、議会に対してのみ責任をもつ委員会 (commissioners) の任命とによって、国家が都市と地方における唯一の紙幣の発行者となれば、公共社会のために 200 万 [ポンド・] スターリングをくだらない純収入を確保することができるであろう。」(ibid.)BoE に代わって国家がみずから紙幣を発行すべきであるとする考え（これは当然その「免許状」の更新停止と発券銀行としての機能停止をとまなう）は、リカードが『諸提案』の草稿を執筆していた 1815 年 9 月 10 日付けのマルサス宛の手紙のなかでもすでに表明されていた（本稿第Ⅲ節第 2 項を参照）。紙券発行の権利が国家にだけ属する理由、発券の担い手とその地位、国家が紙券を発行することによって得られる収益の大きさ、これらはすべて手紙で述べられていたことと同じままである。また、BoE に代わる機関を発券部門と銀行部門に分割するというアイデアがないのも手紙と同じである。手紙との大きな相違点は、「本書のはじめの部分で」提案された地金支払いプランがここでの代替発券機関の提案の一部として組み込まれていることである⁽¹¹⁾。つまり将来発券機関が交替するようなことがあっても地金支払いプランはそのまま有効であると、リカードは考えていたのである。リカードの頭の中には選択の対象となるような二つのプランが存在したのではないであろう。

また別の点から見て大きな違いは、上の考えが私信ではなくおおよけにされた文書のなかで述べられていることである。手紙のなかの文章と上の引用文の内容がこれだけ類似しているということは、『諸提案』の最終部分がマルサス宛の手紙よりもかなり後になってから書かれたとすれば、その草稿を書き始めた当初からリカードが BoE に代わる新たな発券機関について考え続けていたからであろう。いずれにせよ、発券銀行としての BoE の廃止という考えは、単なる一時的な思いつきではなく、このころにはすでにかなり明確な姿をとっていたと思われる⁽¹²⁾。

公表した文書の最後の部分で新しいアイデア（ないしプラン）を手短に述べるというやり方は、『高価』第四版「付録」での地金支払いプランのときと同じである。そしてこの

(11) さらにもう一つ細かい相違は、ここでリカードが「他の諸国 (other states) での経験」(ibid.) を引き合いに出していることである。彼がここで簡単にスケッチしているような国家機関による発券には先例があったのだろうか（『高価』第四版「付録」の末尾では、安定的な通貨を発行した歴史的先例としてハンブルクやアムステルダムの預金銀行が挙げられていた）。

ときと同じように、ここで示された新しいプラン（と言うにはあまりにも簡略すぎるが）は、1816年の『諸提案』の初版・第二版の刊行時にも、1819年になってその前半のプランがおそらくはじめて議会でとりあげられたときにも、まったく注目されることはなかったであろう。『エディンバラ・レビュー』の1818年12月号に書評を掲載してこのパンフレットの普及に大いに貢献したマカロックも、同誌の1811年8月号に「付録」を含む『高価』第四版の書評を掲載したときとは違って、この最後のパラグラフには注意を向けていない。そして、その最後のパラグラフの末尾の半ページあまりの文章が、『原理』第27章のなかほどの目立たない記述をのぞけば、リカードが生前にBoEに代わる発券機関の構想をおおやけにした唯一のものとなった。

引用参考文献

第一次文献

Bosanquet, C. (1810), *Practical observations on the report of the Bullion-Committee*, London

(C. ボウズンキト『地金委員会の報告に対する実際的批判』田中生夫訳、『法経学会雑誌（岡山大学）』第20号・第21号、1957年。

Cannan, E. (1919), *The Paper Pound of 1797-1821. A reprint of the Bullion Report, with an*

Introduction by E. Cannan, London (田中生夫編訳『インフレーションの古典理論 『地金報告』の邦訳と解説』未来社、1961年)。

(12) ドゥルプラスはDeleplace (2008) で次のように言う。「二つの問題が提起される：これら二つのプラン [地金支払いプランと国立銀行設立プラン] は両立可能なものであろうか。リカードはなぜ一方から他方に移行したのか。これらの問題に対する回答は、兌換制への回帰後に生じたデフレーションはリカードに責任があるとして非難された1822年から1823年の議会において、彼がおこなった弁護のうちに求めることができる。一方のプランから他方のプランへの移行は、最初のプランの実施をBoEが打ち砕いた、という彼の確信によって説明されると考えられる。」(p.13) だが上記のように後者のプランはプランとは名付けられていないとはいえ、前者のプランがまがりなりにも実施に移されてBoEとの軋轢が生じるよりも前から、すでにリカードの頭のなかに存在していたのである。この点は次の第V節での『原理』第27章の検討によってさらにいっそう明確になるであろう。また、「二つのプラン」は何ら相互に矛盾するものではなく、むしろ最終的には一体化されるものとして構想されていた。したがってこれらの両立可能性とか一方から他方への移行とかは問題にならない。

Cobbett, W. (1822), 'To the money holders, on the reduction of the interest of the debt', in *Cobbett's Weekly Register*, Vol.41, No.9, London, March 2, 1822.

Galton, S. T. (1813), *A Chart, exhibiting the relations between the amount of Bank of England notes in circulation, the rate of foreign exchanges, and the prices of gold and silver bullion and of wheat; accompanied with explanatory observations*, London.

Gilbart, J. W. (1837), *The History and Principles of Banking, third edition*, London.

Horner, F. (1811), 'Resolutions moved by Francis Horner ESQ., Chairman of the Bullion Committee, in *Substance of two speeches, delivered in the House of Commons, by the Right Honourable George Canning, On Wednesday the 8th, and Monday the 13th of May, 1811, in the Committee of the Whole House; to which was referred the Report of the Committee, appointed in the last session of Parliament "to inquire into the cause of The High Price of Bullion, and to take into consideration the state of the circulating medium, and of the exchanges between Great-Britain and Foreign Parts"*', London, printed for J. Hatchard, Bookseller to Her Majesty, 190, Opposite Albany, Piccadilly.

King (1804), *Thoughts on the effects of the Bank restrictions, the second edition enlarged, including some remarks on the coinage*, London.

King (1811), 'Speech in the House of Commons on the second reading of Earl Stanhope's Bill respecting Guineas and Bank Notes', in *A selection from the speeches and writings of the late Lord King with a short introductory memoir by Earl Fortescue*, London, 1844.

[Malthus, R.] (1811a), 'Article V: Publications on the Depreciation of Currency', in *Edinburgh Review*, 1811, 2.

[Malthus, R.] (1811b), 'Article X: Review of the Controversy respecting the High Price of Bullion', in *Edinburgh Review*, 1811, 8.

[McCulloch, J. R.] (1818), 'Article III: Proposals for an Economical and Secure Currency; with Observations on the Profits of the Bank of England, &c. by David Ricardo, Esq. 1816', in *Edinburgh Review*, 1818, 12.

Mushet, R. (1810), *An Enquiry into the effects produced on the national currency and rates of exchange, by the Bank Restriction Bill; explaining the cause on the high price of bullion; with*

- plans for maintaining the national coins in a state of uniformity and perfection. The second edition.* London.
- Ricardo, D., (1951a), 'On the Principles of political economy and taxation', in *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M. H. Dobb, Cambridge University Press, Vol. I.
- Ricardo, D., (1951b), 'The High price of bullion, a proof of the depreciation of Bank notes', in *The Works...*, Vol. III.
- Ricardo, D., (1951c), 'Proposals for an economical and secure currency; with observations on the profits of the Bank of England, as they regard the public and the proprietors of the Bank stock', in *The Works...*, Vol. IV.
- Ricardo, D., (1952a), 'Speeches and evidence', in *The Works...*, Vol. V.
- Ricardo, D., (1952b), 'Letters, 1810-1815', in *The Works...*, Vol. VI.
- Ricardo, D., (1952c), 'Letters, 1816-1818', in *The Works...*, Vol. VII.
- Ricardo, D., (1952d), 'Letters, 1819-June 1821', in *The Works...*, Vol. VIII.
- Ricardo, D., (1952e), 'Letters, July 1821-1823', in *The Works...*, Vol. IX.
- Smith, A. (1976), 'An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations', in *The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith*, 2, Oxford Clarendon Press (アダム・スミス著『国富論』2、水田 洋監訳・杉山忠平訳、岩波文庫、2000年)。
- Tooke, T., (1838), *A History of prices, and of the circulation, from 1793 to 1837; preceded by a sketch of the state of the corn trade in the last two centuries.* London, vol. 2. (トマス・トゥック『物価史』第2巻、藤塚知義訳、金融経済研究所叢書別巻、1979年)

邦語二次文献

- 橋本理博「アムステルダム銀行におけるマーチャント・バンカーの決済傾向——ホープ商会の事例——」、『経済科学 (名古屋大学)』第61巻第3号、2013年 (橋本 (2013))。
- 平山健二郎「19世紀イギリスにおける貨幣理論の発展」、『経済学論究 (関西学院大学)』59 (3)、2006年 (平山 (2006))。

深町郁彌「兌換と発券の調整——リカードゥ発券制度論の問題点——」、『九州大学経済学研究』第25巻第1号、1959年（深町（1959））。

松本久雄「リカードゥの貨幣論と金「価格」」、『桃山学院大学経済経営論集』第17巻第4号、1976年（松本（1976））。

中村廣治「リカードゥ『地金案』考」、『熊本学園大学経済論集』5（3/4）、1999年（中村（1999））。

中西充子「リカードゥの地金案について」、『成城大学経済学研究』23、1966年（中西（1966））。

中谷俊介「アムステルダム銀行の預金と貿易取引（1610-1683年）」、『日蘭学会雑誌』31（1）、2006年（中谷（2006））。

大友敏明「リカードゥ通貨調節案の検討」、『山梨大学教育人間科学紀要』Vol.2. No.1、2000年（大友（2000））。

佐藤有史「現金支払再開の政治学：リカードゥの地金支払案および国立銀行設立案の再考」、『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series』41、1999年（佐藤（1999））。

千賀重義「「管理通貨」をめぐるリカードゥとケインズ」、『横浜市立大学論叢』44巻1・2・3号、1993年（千賀（1993））。

竹永 進「リカードの貨幣理論——数量説と価値論——」、同『リカード経済学研究——価値と貨幣の理論——』御茶の水書房、第3章、2000年（竹永（2000））。

外国語二次文献

Andréadès, A. (1966), *History of the Bank of England, 1640 to 1903*, tr. by Christabel Meredith, 4. ed. A. M. Kelley, New York (A. アンドレアデス『イングランド銀行史』町田義一郎・吉田啓一訳、日本評論社、1871年)。

Bonar, J., Hollander, J.H. (1899) (eds.), *Letters of David Ricardo to Hutches Trower and others, 1811-1823*, Oxford, Clarendon Press.

Bonar, J., (1923), 'Ricardo's Ingot Plan: A Centenary Tribute', *Economic Journal*, Vol. 33, Sep. 1923.

- Bowley, L. (1900), *Wages in the United Kingdom in the nineteenth century*, Cambridge U.P.
- Clapham, J. (1944), *The Bank of England A History Volume II 1797-1914*, Cambridge University Press (J. クラパム 『イングランド銀行——その歴史』 II、英国金融史研究会訳、ダイヤモンド社、1970年)。
- Davis, T. (2002), 'David Ricardo, financier and empirical economist', *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 9, No. 1.
- Deleplace, G. (1996), 'Does circulation need a monetary standard?', in *Money in motion The Post Keynesian and Circulation Approaches*, edited by Ghislain Deleplace and Edward J. Nell, Macmillan.
- Deleplace, G. (2008), 'Les deux plans monétaires de Ricardo', *Cahiers d'économie politique*, No. 55, David Ricardo 199 ans après, L'Harmattan.
- Deleplace, G., Sigot, N. (2012), 'Ricardo's critique of Bentham's French manuscript: secure currency versus secure banks', *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 19, No. 5.
- Deleplace, G., Depoortère, C., Rieucan, N. (2013a), 'An unpublished letter of David Ricardo on the double standard of money' *European Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 20, No. 1.
- Deleplace, G. (2013b), 'The role of the standard in Ricardo's theory of money', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.
- Depoortère, C. (2015), 'Two unpublished letters of David Ricardo on a monetary pamphlet by Samuel Tertius Galton', *Journal of the History of Economic Thought*, Vol. 37, No. 3.
- Diatkine, S. (2013), 'Interest rates, banking theory and monetary policy in Ricardo's economics', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.
- Faccarello, G., Izumo, M. (eds.) (2014), *The Reception of David Ricardo in Continental Europe and Japan*, Routledge.

- Feavearyear, A. (1963), *The Pound Sterling A History of English Money*, second edition revised by E. Victor Morgan, Oxford at the Clarendon Press (A. E. フェヴィヤー、E. V. モーガン 『ポンド・スターリング——イギリス通貨史——』一ノ瀬篤他訳、新評論、1984年)
- Fetter, F. W. (1942), 'The Bullion Report Re-examined', *Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1942, in *Papers in English Monetary History*, edited by T. S. Ashton and R. S. Sayers, Oxford at the Clarendon Press, 1953.
- Fetter, F. W. (1959), 'The Politics of the Bullion Report', *Economica*, May 1959.
- Fetter, F. W. (1965), *Development of British Monetary Orthodoxy 1797-1885*, Harvard University Press.
- Hollander, J. H. (1910), *David Ricardo, a centenary estimate*, Baltimore, The Johns Hopkins Press.
- Laidler, D. (1987), 'Bullionist Controversy', in *The New Palgrave: A Dictionary of Economics*, edited by J. Eatwell, P. Newman, London.
- Marcuzzo, M. C., Rosselli, A. (1990), *The foundations of the International Monetary Order*, St. Martin's Press, New York.
- Marcuzzo, M. C., Rosselli, A. (1994), 'Ricardo's theory of money matters', *Revue économique*, 45(4).
- Otomo, T. (2013), 'Ricardo's theory of central banking: the monetary system and the government', in *Ricardo on money and finance A bicentenary reappraisal*, edited by Yuji Sato and Susumu Takenaga, Routledge.
- Rist, C. (1938), *Histoire des Doctrines relatives au Crédit et à la Monnaie, depuis John Law jusqu'à nos jours*, Paris, Recueil Sirey (C. リスト 『貨幣信用學説史』天沼紳一郎訳、実業之日本社、1943年)。
- Takenaga, S. (2013), 'The value of money: labour theory of value and quantity theory in Ricardo's economic theory', in Sato, Y., Takenaga, S. (eds.), *Ricardo on Money and Finance, A bicentenary reappraisal*, Routledge.
- Takenaga, S. (ed.) (2016), *Ricardo and the History of Japanese Economic Thought: Selection of*

Ricardo studies in Japan during the interwar period, Routledge.

Viner, J. (1937), *Studies in the Theory of International Trade*, New York, Harper & Brothers(J.

ヴァイナー 『国際貿易の理論』 中澤進一訳、勁草書房、2010年)。